

◆ 第1部 ◆

出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の入国・在留等

第1節◆外国人の出入国の状況

1 外国人の出入国者数の推移

(1) 外国人の入国

ア 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年はわずか1万8千人であったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備



入国審査場風景

によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人の大台をそれぞれ突破し、19年には、18年の810万7,963人と比べて104万4,223人（12.9%）増の915万2,186人となり、過去最高を記録した。

平成19年における外国人入国者915万2,186人のうち「新規入国者」数は772万1,258人で、18年の673万3,585人と比べて98万7,673人（14.7%）増加し、「再入国者」数は143万928人で、18年の137万4,378人と比べて5万6,550人（4.1%）増加している。

この増加の要因としては、政府を挙げて取り組んでいる外国人観光客の招致キャンペーンや、平成17年3月からの韓国人及び台湾居住者に対する査証免除措置、あるいは、中国人訪日団体観光旅行の査証発給対象地域の全国拡大等により、それらの国・地域を中心としたアジアからの旅行者の伸びにつながったことなどが考えられる（図1）。

イ 国籍（出身地）別

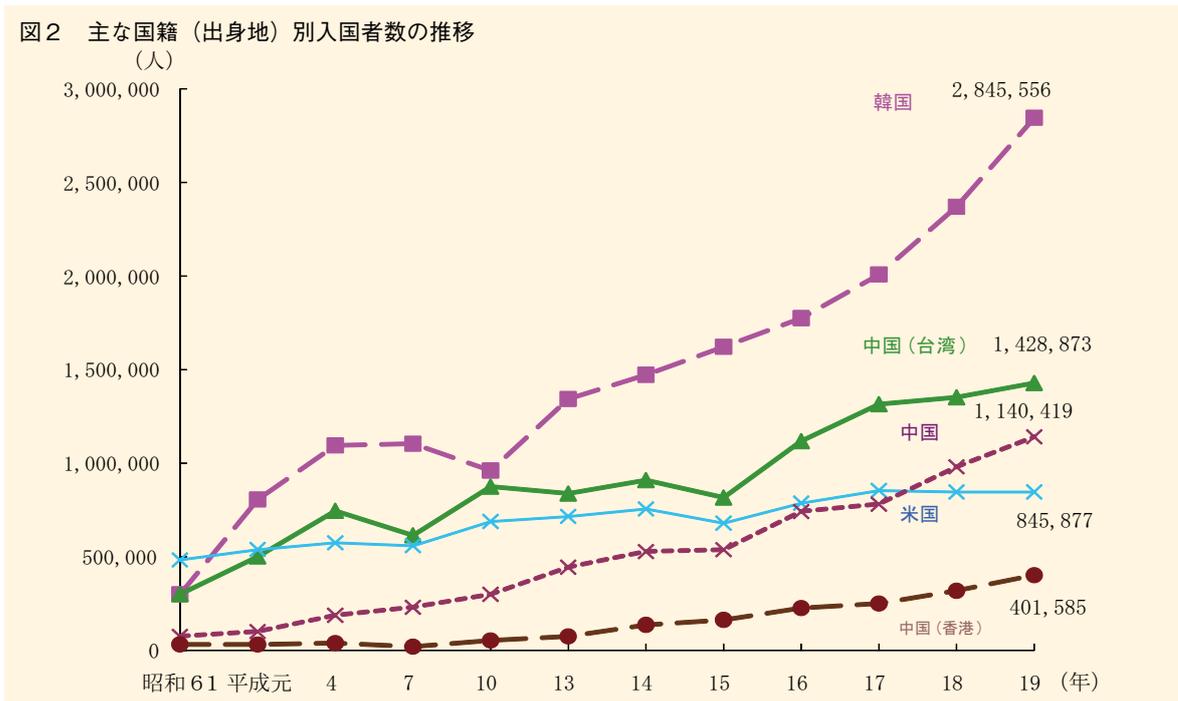
平成19年における外国人入国者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が284万5,556人と最も多く、入国者全体の31.1%を占めている。以下、中国（台湾）（注）、中国（注）、米国、中国（香港）（注）、英国の順となっている。このうち、隣接国（地域）である韓国、中国（台湾）、中国の3か国（地域）で入国者数全体の59.2%と半数以上を占めており、また、上位5か国（地域）で全体の72.8%を占めている。このうち、韓国は昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来

図1 外国人入国者数の推移



その座にあり、海外渡航に係る規制緩和がなされ、韓国人で「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除がなされたことなど、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国（台湾）も平成2年に米国を抜いて以来、第二位の位置にあるが、特に近年は日本各地へのチャーター便を利用した旅行ブームや、台湾居住者で「短期滞在」を目的とする者に対する査証免除措置が実施されたことにより、多くの観光客が来日している（図2）。

図2 主な国籍（出身地）別入国者数の推移



個々の国籍（出身地）について平成18年と19年で入国者数を比較すると、大半の国・地域からの入国者は増加し、韓国が47万5,393人（20.1%）増、中国（台湾）が7万6,380人（5.6%）増、中国が15万9,995人（16.3%）増となっており、隣接国（地域）であるこれら3か国（地域）の入国者数の増加が顕著となっている。

アジア地域のほかでは、フランスが2万352人（16.8%）増、メキシコが7,848人（37.3%）増、スペインが6,854人（25.0%）増となっている。

（注） 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国（台湾）」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。なお、BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

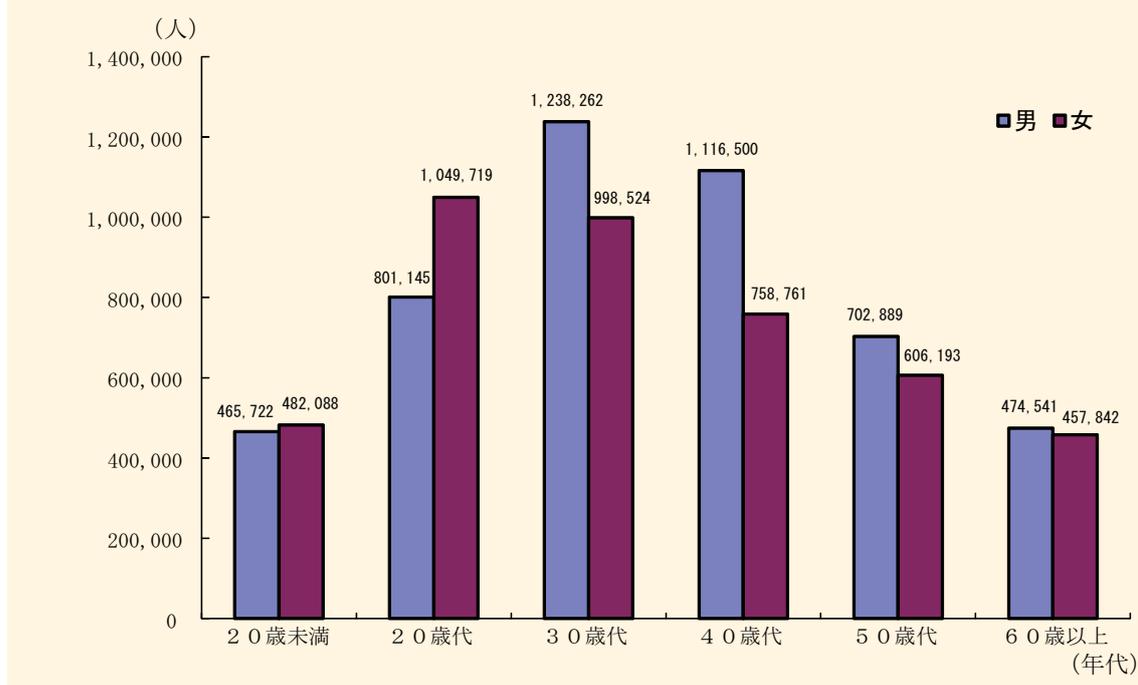
なお、外国人登録者数の統計上、在日韓国・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

ウ 男女別・年齢別

平成19年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性479万9,059人、女性は435万3,127人であり、男女比率は、男性が全体の52.4%、女性が47.6%となっており、男性が女性を上回っている。この男女比率については、18年と比べ、男性が0.7ポイントの減少、女性が0.7ポイント増加となっている。

次に、平成19年について年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者全体の24.4%となっている。更に年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図3）。

図3 男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成19年）



エ 入国目的（在留資格）別

我が国に入国する外国人について、入国目的別の増減傾向を探るには、在留資格別の新規入国者数の推移が手掛かりとなる（表1）。

表1 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成15	16	17	18	19
総数		4,633,892	5,508,926	6,120,709	6,733,585	7,721,258
外交		9,681	8,710	10,047	8,682	9,205
公用		13,552	12,633	17,577	13,136	14,519
教授		2,303	2,339	2,253	2,380	2,365
芸術		194	197	245	223	239
宗教		927	971	846	897	985
報道		241	150	248	92	119
投資・経営		598	675	604	777	918
法律・会計業務		4	-	2	3	8
医療		-	1	2	3	6
研究		647	577	607	555	559
教育		3,272	3,180	2,954	3,070	2,951
技術		2,643	3,506	4,718	7,715	10,959
人文知識・国際業務		6,886	6,641	6,366	7,614	7,426
企業内転勤		3,421	3,550	4,184	5,564	7,170
興行		133,103	134,879	99,342	48,249	38,855
技能		1,592	2,211	3,059	4,239	5,315
文化活動		3,108	4,191	3,725	3,670	3,454
短期滞在		4,259,974	5,136,943	5,748,380	6,407,833	7,384,510
留学		25,460	21,958	23,384	26,637	28,779
就学		27,362	15,027	18,090	19,135	19,160
研修		64,817	75,359	83,319	92,846	102,018
家族滞在		13,472	13,553	15,027	17,412	20,268
特定活動		5,876	6,478	16,958	7,446	8,009
日本人の配偶者等		23,398	23,083	24,026	26,087	24,421
永住者の配偶者等		581	807	990	1,319	1,710
定住		30,780	31,307	33,756	28,001	27,326
一時庇護		-	-	-	-	4

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の我が国における外国人登録者数がある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

(ア) 短期滞在者

入国目的別、すなわち在留資格別の外国人新規入国者数では、観光客やビジネス関係者等の短期滞在者が例年90%以上を占めている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすいことから、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の社会の状況や動きを反映しているといえることができる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法第19条、第20条）。

「短期滞在」の在留資格による平成19年の新規入国者数は、738万4,510人で、新規入国者全体の95.6%を占めており、18年と比べ97万6,677人（15.2%）の増加となっている。

平成19年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を

目的とした外国人は513万138人で新規入国者全体の69.5%を占め、商用を目的とした外国人が147万2,555人（19.9%）と続いている。

観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が186万6,438人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の36.4%を占めている。

以下、中国（台湾）の122万766人（23.8%）、中国（香港）の36万7,991人（7.2%）、中国の33万2,636人（6.5%）の順となっている。韓国、中国（台湾）からの観光客で6割を超えており、今後もこれらの観光客の誘致が積極的に行われていくものと思われる（図4、5）。

図4 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

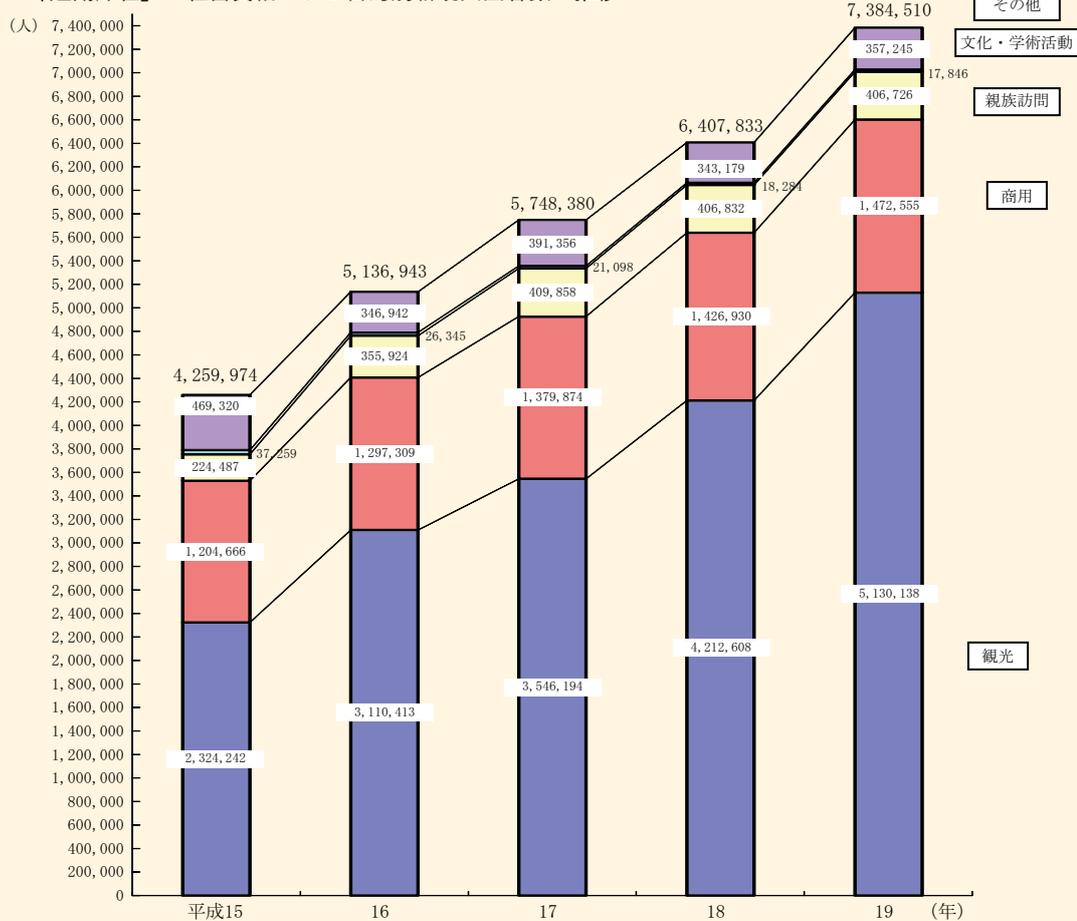
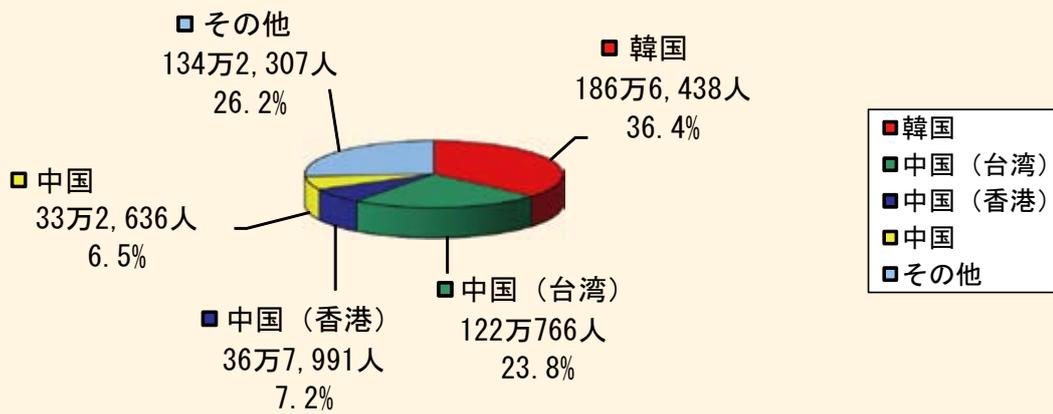
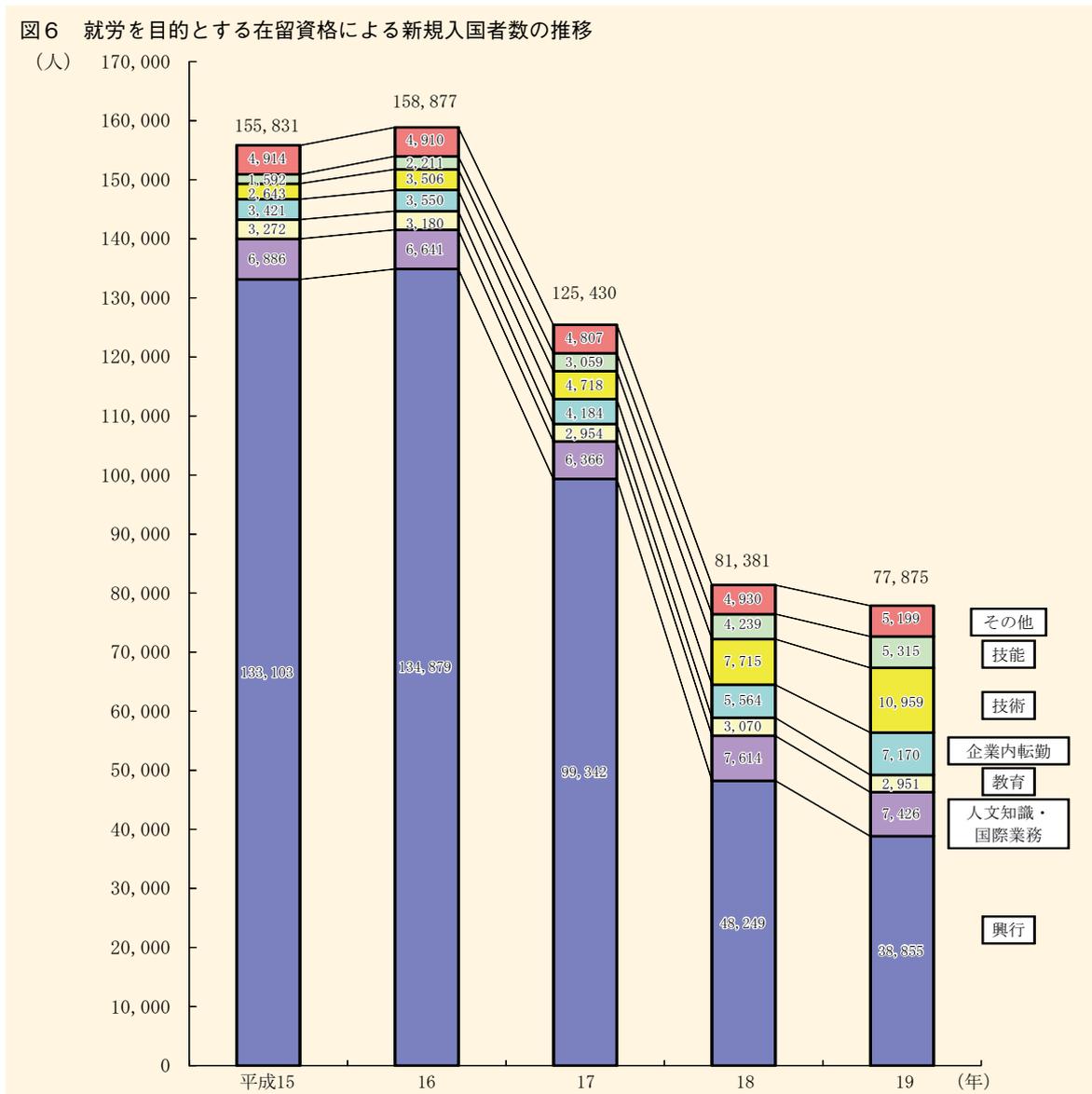


図5 観光を目的とした国籍（出身地）別新規入国者数（平成19年）



(イ) 就労を目的とする外国人

平成19年における就労目的の在留資格（「外交」及び「公用」を除く。）による新規入国者数は7万7,875人であり、18年と比べ3,506人（4.3%）減となっている。これは、前年に引き続き、「興行」の在留資格による新規入国者数が減少した結果である（図6）。



平成19年における新規入国者全体に占める、就労目的の在留資格による新規入国者数の割合は1.0%である。

なお、これに含まれない「日本人の配偶者等」や「定住者」などの在留活動に制限のない在留資格を持つ外国人、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、いわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際に働くことのできる外国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする（表2）。

表2 国籍別ワーキング・ホリデーを目的とする新規入国者数及び
日本人に対するワーキング・ホリデー査証発給件数の推移

〔 上段：人
下段：件 〕

国籍	年	平成15	16	17	18	19
オーストラリア		1,956	1,944	1,154	883	868
日本		9,843	9,955	9,351	10,939	11,217
カナダ		1,107	1,155	725	555	559
日本		5,318	4,937	5,429	5,009	4,991
ニュージーランド		377	275	196	137	166
日本		4,032	3,789	3,093	2,784	2,411
韓国		1,835	2,105	1,697	2,365	3,147
日本		363	387	460	398	390
フランス		363	421	341	395	431
日本		375	525	550	600	650
ドイツ		183	243	199	211	246
日本		578	550	529	611	511
英国		446	466	297	227	294
日本		407	421	358	393	427
アイルランド		—	—	—	—	45
日本		—	—	—	—	331
デンマーク		—	—	—	—	2
日本		—	—	—	—	13

(注1) 日本人に対するワーキング・ホリデー査証発給件数：出所「(社)日本ワーキングホリデー協会」

(注2) アイルランドは平成19年1月1日開始 (注3) デンマークは平成19年10月1日開始

a 「技術」, 「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

(資料編2統計(1)2-1, 3-1, 4-1)

いわゆる外国人社員に該当する在留資格での平成19年の新規入国者数は、「技術」の在留資格1万959人, 「人文知識・国際業務」の在留資格7,426人, 「企業内転勤」の在留資格7,170人の計2万5,555人となっており, 18年と比べ, 「技術」の在留資格は3,244人(42.0%)の増加, 「人文知識・国際業務」の在留資格は188人(2.5%)の減少, 「企業内転勤」の在留資格は1,606人(28.9%)の増加となり, これらの在留資格の合計では4,662人(22.3%)の大幅な増加となっている。

なお, 後記第2節1(3)イのとおり, これらの在留資格のいずれについても, 日本に在留する外国人登録者数は近年ほぼ一貫して増加しており, 19年12月末現在で「技術」4万4,684人, 「人文知識・国際業務」6万1,763人, 「企業内転勤」1万6,111人の計12万2,558人となっており, 18年と比べて1万6,086人(14.8%)増加し, 専門的, 技術的分野の外国人労働者の受入れが着実に進んでいる。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると, 中国, 韓国, インド, ベトナムの順となっており, これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の83.6%を占めている。13年以降コンピュータ関連技術の人材を豊富に有しているインドからの新規入国者数が一貫して増加していることが注目され, 今後我が国のIT化の更なる進展の如何によってプログラム開発などの面で一層需要が高まることも考えられる。

一方, 「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数は, 米国, 英国, 中国, 韓国の順となっており, これらの4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の58.7%を占めており, 語学に関連する分野への就業形態が依然として中心となっ

ている。また、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数は、中国、韓国、インド、米国の順となっており、これらの4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の63.8%を占めている。

b 「技能」（資料編2統計（1）6-1）

外国人の熟練した職人ともいうべき「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降減少していたが、16年に増加に転じ19年は18年と比べ1,076人（25.4%）増の5,315人となった。

なお、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は平成13年から一貫して増加しており、19年12月末現在で2万1,261人となっている。

「技能」の在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいることなどが新規入国者数が高い水準で推移しない要因になっていると考えられるが、外国人登録者数は一貫して増加しており、我が国においてその熟練した技能をいかして就労する外国人は増加している。

「技能」の在留資格による平成19年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、外国料理の調理師がこの在留資格の多くを占めていることもあって、中国、ネパール、インド、韓国の順となっており、これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の84.5%を占めている。

c 「興行」（資料編2統計（1）5-1）

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降一貫して増加していたところ、17年に減少し、16年と比べ3万5,537人（26.3%）減の9万9,342人であった。続いて、18年においても減少し、19年も18年と比べ9,394人（19.5%）減の3万8,855人となった。しかし、依然として就労を目的とする在留資格の中で最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による平成19年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、米国、フィリピン、中国、ロシアの順となっており、フィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に5,533人と全体の14.2%を占め、18年に比べ、3,075人（35.7%）減少している。このように大幅に減少した理由としては、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直しにより、上陸審査・在留審査の厳格化が図られたことなどが考えられる。

（ウ）学ぶことを目的とする外国人

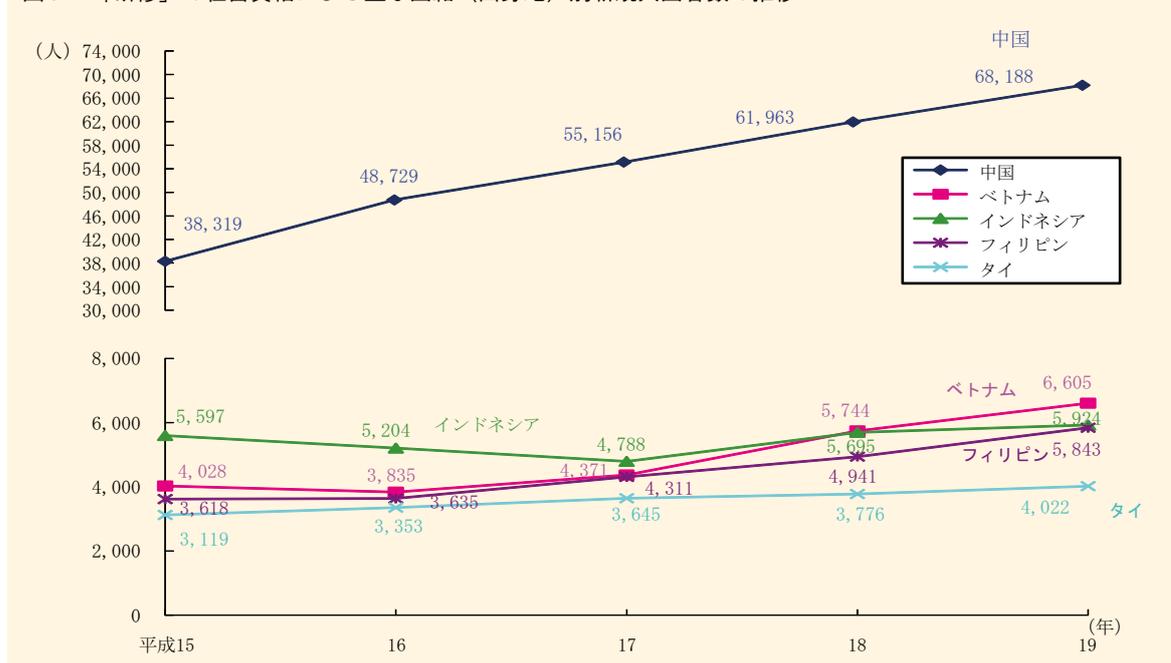
a 研修生（資料編2統計（1）9-1）

「研修」の在留資格による平成19年における新規入国者数は10万2,018人であり、18年と比べ9,172人（9.9%）増加して過去最高を記録した。

これを地域別に見ると、研修生の派遣、受入れの需要が最も高い近隣諸国を中心とするアジアは引き続き増加傾向にあり、平成19年には9万6,807人で全体の94.9%を占めており、日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ1,724人（1.7%）、ヨーロッパ1,273人（1.2%）

となっている（図7）。

図7 「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移



「研修」の在留資格による平成19年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、中国が6万8,188人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の66.8%を占め、以下、ベトナム6,605人（6.5%）、インドネシア5,924人（5.8%）、フィリピン5,843人（5.7%）の順となっている。

b 留学生・就学生（資料編2統計（1）7-1, 8-1）

「留学」の在留資格による平成19年における新規入国者数は、18年と比べ2,142人（8.0%）増の2万8,779人、「就学」の在留資格による19年における新規入国者数は、18年と比べ25人（0.1%）増の1万9,160人となっており、それぞれ16年にいったん減少したものの、17年以降は再び増加した。16年に減少した要因として、不法残留者の増加や犯罪の多発に対応するため、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査を実施した結果、これらの許可要件に適合しないと判断された留学生等が相当数に上ったこと等が考えられる。「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価書」（17年1月総務省）においては、留学生全体として学業成績等質が低下しており、留学目的である学位を取得できない者や不法残留者が増加している旨指摘されており、引き続き適正な受入れに努めていく必要があると考えられる。

平成19年の新規入国者数を地域別に見ると、「留学」、「就学」のいずれについてもアジアからの学生が大部分を占めている（留学生76.1%、就学生92.4%）。

更に国籍（出身地）別に見ると、留学生については、中国が1万272人で全体の35.7%を占めており、これに韓国5,301人（18.4%）が続いている。平成18年と比べ中国は1,118人（12.2%）、韓国は452人（9.3%）増加した。

また、就学生については、中国が8,987人で全体の46.9%を占めており、これに韓国が5,586

人(29.2%)で続いている。平成18年と比べ中国は556人(5.8%)減少、韓国は913人(19.5%)増加している(図8, 9)。

図8 「留学」の在留資格による主な国籍(出身地)別新規入国者数の推移

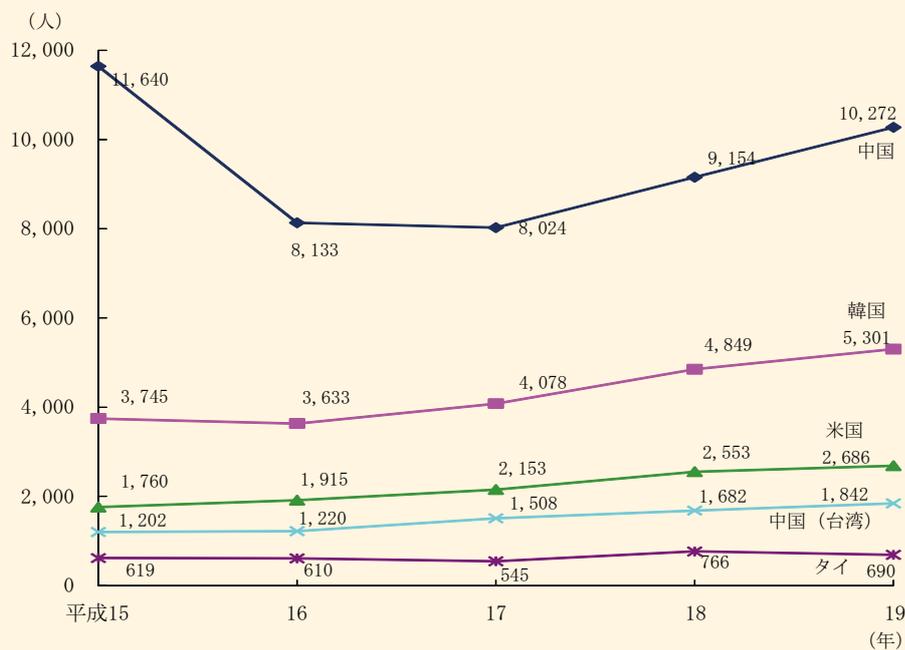
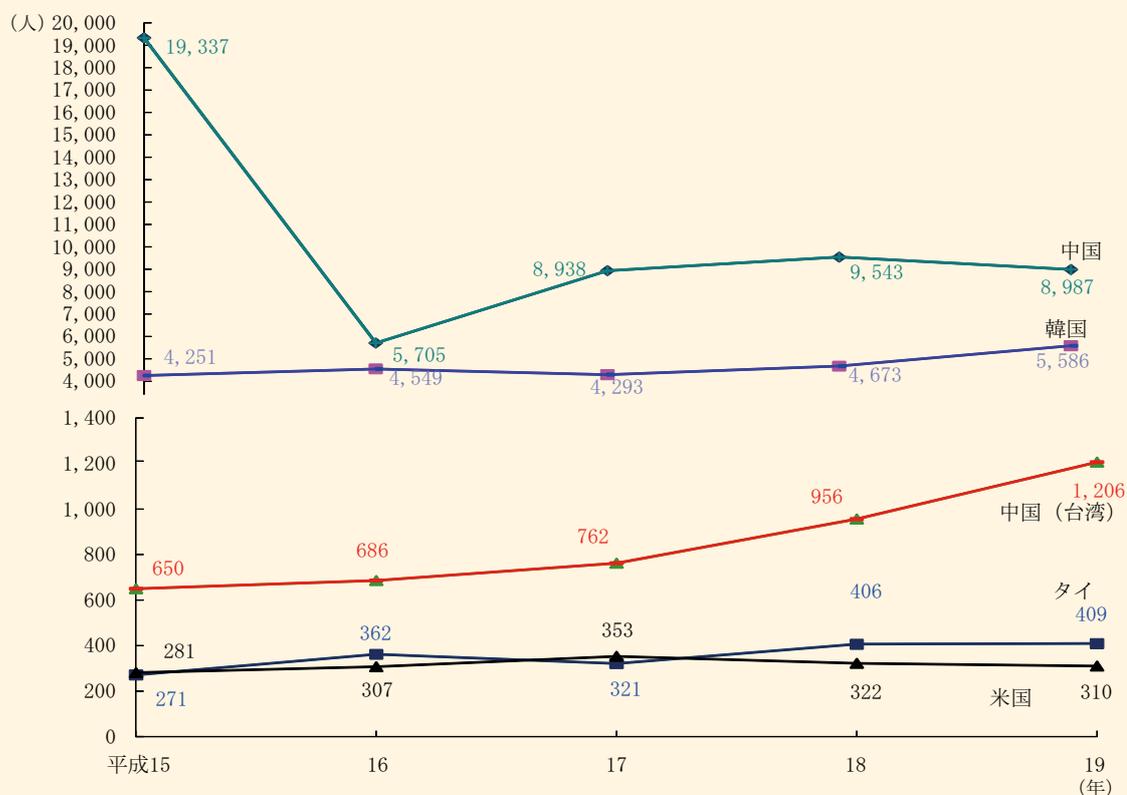


図9 「就学」の在留資格による主な国籍(出身地)別新規入国者数の推移



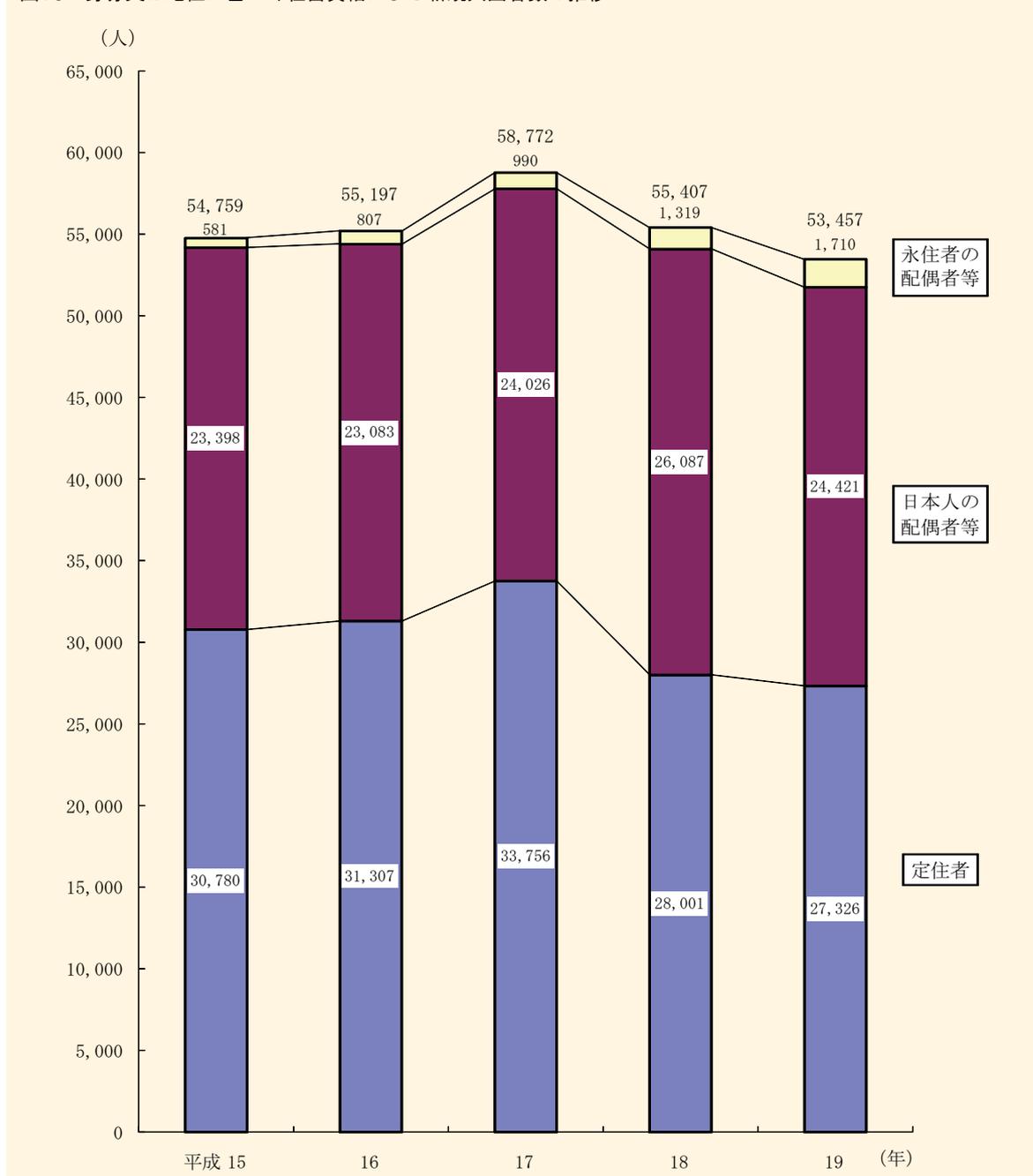
(エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人(資料編2統計(1)11-1, 12-1)
身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある。

なお、「永住者」は日本における在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を受けることはない。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成19年における新規入国者数は2万4,421人、「永住者の配偶者等」の在留資格は1,710人となっており、18年と比べ「日本人の配偶者等」は1,666人（6.4%）減少、「永住者の配偶者等」は391人（29.6%）増加している。

平成19年における「定住者」の新規入国者数は2万7,326人で18年と比べ675人（2.4%）減少しており、国籍（出身地）別に見ると、ブラジルが1万5,976人で全体の58.5%を占めており、これにフィリピン4,068人（14.9%）、台湾、香港を含む中国が3,937人（14.4%）、ペルー1,700人（6.2%）と続いている（図10）。

図10 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く。）

平成19年に特例上陸の許可を受けた者の数は208万9,456人であり、18年と比べ3,071人(0.1%)減少している。

このうち、平成19年における乗員上陸許可件数は204万7,033人であり、特例上陸許可件数全体の98.0%と大部分を占め、寄港地上陸許可件数が4万1,680人(2.0%)でこれに続いている(表3)。

表3 特例上陸許可件数の推移

年		平成15	16	17	18	19
区分	数	1,977,389	2,080,354	2,101,462	2,092,527	2,089,456
寄港地上陸		142,330	133,397	74,714	51,338	41,680
通過上陸		213	272	270	277	371
乗員上陸		1,834,497	1,946,324	2,026,106	2,040,436	2,047,033
緊急上陸		244	272	257	274	300
遭難上陸		105	89	115	202	72

(件)

以下では、特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

ア 寄港地上陸の許可

平成19年に寄港地上陸の許可を受けた外国人の数は4万1,680人であり、18年と比べ9,658人(18.8%)の大幅な減少となっている。これは、韓国人及び台湾居住者で「短期滞在」を目的とする者に対し査証免除措置が実施されたことによるものと考えられる。

イ 通過上陸の許可

平成19年に通過上陸の許可を受けた外国人の数は371人であり、18年と比べ、94人(33.9%)増加している。

ウ 乗員上陸の許可

平成19年に乗員上陸の許可を受けた外国人の数は204万7,033人であり、18年と比べ6,597人(0.3%)増加している。

エ 緊急上陸の許可

平成19年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は300人であり、18年と比べ26人(9.5%)増加している。

オ 遭難による上陸の許可

平成19年に遭難上陸の許可を受けた外国人の数は72人であり、18年と比べ130人(64.4%)減少している。



臨船サーチ

(3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成19年では755万2,966人となっており、過去最高であった18年と比べ97万2,725人(14.8%)増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は692万2,329人で、全体の91.7%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者で見ると738万6,512人で、全体の97.8%に及んでいる(表4)。



出国審査場風景

表4 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間 \ 年	平成15	16	17	18	19
総数	4,483,516	5,374,288	5,979,701	6,580,241	7,552,966
15日以内	3,907,990	4,730,627	5,290,493	5,939,544	6,922,329
15日を超えて1月以内	177,027	199,895	219,443	228,664	240,710
1月を超えて3月以内	193,159	219,302	240,062	235,324	223,473
3月を超えて6月以内	50,329	55,058	60,296	45,536	36,924
6月を超えて1年以内	99,413	108,221	104,875	60,486	49,978
1年を超えて3年以内	40,220	43,539	46,470	50,814	59,554
3年を超える	15,019	17,312	17,801	17,519	17,630
不詳	359	334	261	2,354	2,368

2 上陸審判状況

(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸審査手続は三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という。個人識別情報を提供しない外国人及び入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、上陸口頭審理を行うため二審を担当する特別審理官に引き渡されることとなる(入管法第7条第4項及び第9条第5項)(注1)。



上陸口頭審理

平成19年の上陸口頭審理の新規受理件数(入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数)は、1万8,473件であり、過去5年間で最も多かった。

平成19年の口頭審理新規受理件数の内訳を見ると、上陸口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請(入管法第7条第1項第2号不適合)が疑われる者で、このような事案は18年より515件(3.6%)減少して1万3,798件であったが、新規受理件数の74.7%を占めた。次いで、上

陸拒否事由（同法第7条第1項第4号不適合）に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された者だが、19年は2,628件で、18年から952件（56.8%）増加し、新規受理件数の14.2%であった。さらに、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（同法第7条第1項第1号不適合）疑いがある者は、2,041件で、18年から226件（10.0%）減少し、新規受理件数の11.0%であった。

上陸拒否事由に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された者が大幅に増加した理由は、平成19年2月1日に本格的にAPIS（事前旅客情報システム）が導入されたこと等によって、旅客情報の入手が容易となったことが原因と考えられる。

また、平成19年11月20日より義務付けられている個人識別情報の提供を拒んだ2名が特別審理官に引き渡されたが、いずれも口頭審理の段階で提供に応じている（表5）。

表5 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移 (件)

上陸条件	年	平成15	16	17	18	19
総数		17,943	16,214	16,665	18,258	18,473
偽変造旅券・査証行使事案等（7条1項1号不適合）		2,959	2,422	2,102	2,267	2,041
虚偽申請等（7条1項2号不適合）		14,531	13,177	13,242	14,313	13,798
申請に係る在留期間不適合（7条1項3号不適合）		2	0	8	2	4
上陸拒否事由該当者（7条1項4号不適合）		451	615	1,313	1,676	2,628
個人識別情報提供をしない者（7条4項該当者）		—	—	—	—	2

平成19年の上陸口頭審理の処理状況（注2）を見ると、上陸口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は、18年と比べて2.5%減少して6,003件であった。また、19年に上陸口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は8,326件で、18年との比較では、8.8%減少した。

一方、平成19年に上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た件数は、18年の1,706件から大幅に増加し、3,097件であったが、これは上陸拒否事由該当者の増加に伴って増加したものと考えられる（表6）。

表6 上陸口頭審理の処理状況の推移 (件)

区分	年	平成15	16	17	18	19
総数		17,942	16,214	16,660	18,240	18,496
上陸許可		9,079	5,309	5,843	6,155	6,003
退去命令		5,690	8,174	8,126	9,126	8,326
異議の申出		1,237	1,231	1,400	1,706	3,097
上陸申請取下げ		231	293	296	308	307
その他		1,705	1,207	995	945	763

(注) 「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が上陸口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数である。

(注1) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。
なお、個人識別情報を提供しない者については、法務大臣の裁決の手続はない。

(注2) 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数（表5）の総数と上陸口頭審理の処理状況の推移（表6）の総数が一

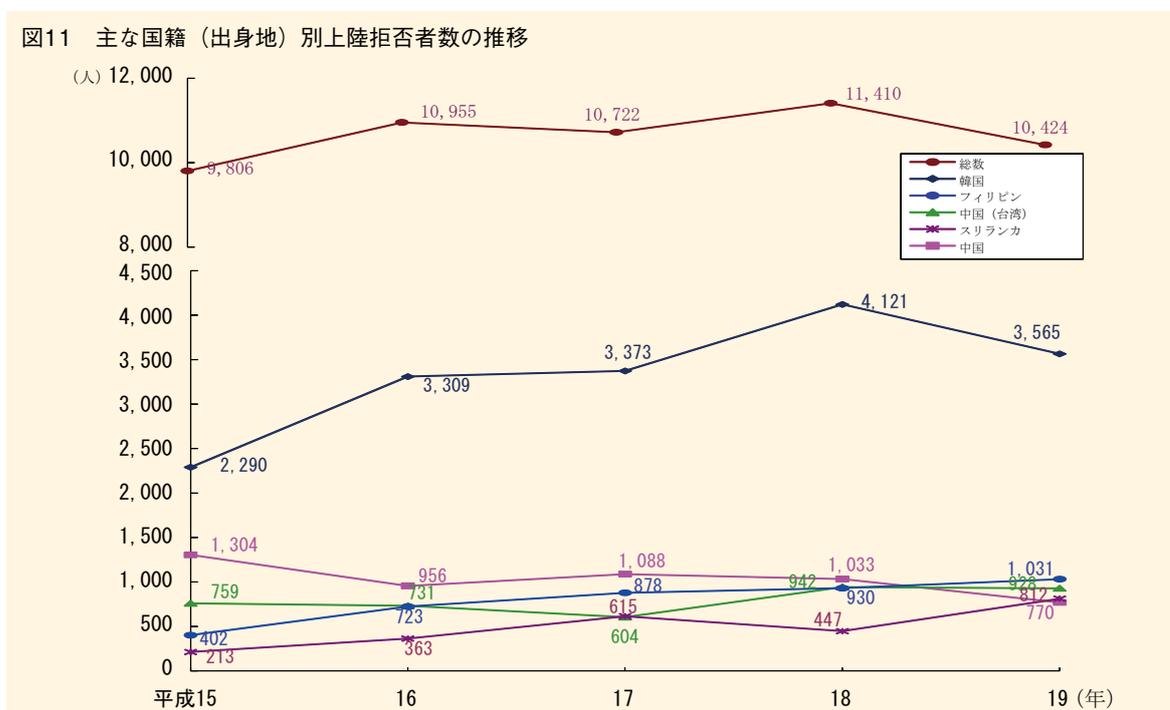
致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡されたり、口頭審理が長引いたりして、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから上陸口頭審理の処理までに年を越えることがあるからである。

(2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①上陸口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成19年における被上陸拒否者数は、1万424件で、18年の1万1,410件から8.6%減少した。

次に、被上陸拒否者数を国籍（出身地）別で見ると、平成15年から一貫して韓国が最も多いものの、19年は、18年と比べて556件（13.5%）減少した。その他について見ると、19年においては、中国、トルコ、ロシア、中国（香港）及びベトナムが18年に比べて減少した一方で、フィリピン、スリランカが増加した（図11）。



(3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が①再入国の許可を受けているとき、②人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき、③その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条第1項）。

異議申出の結果、法務大臣が平成19年に上陸を特別に許可した件数は、異議申出を行った者の増加に伴い、18年の1,379件から80.7%増加し、2,492件であった（表7）。

表7 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年	平成15	16	17	18	19
異議申出(注)			1,239	1,232	1,400	1,707	3,103
裁決結果	理由あり		1	1	6	23	16
	理由なし(退去)		133	197	209	288	513
	上陸特別許可		1,104	1,021	1,157	1,379	2,492
取下げ			-	13	27	11	76
未済			1	-	1	6	6

(注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。

3 入国事前審査状況

(1) 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。これを査証事前協議という。

平成15年から19年までの査証事前協議の処理件数を見ると、15年、16年は5,000件台で推移し、17年は3,000件台に減少したものの、18年は4,716件と再び増加に転じ、19年は6,721件と、18年と比べて2,005件(42.5%)と大幅に増加している。

我が国の国内側からチェックする査証協議を活用することは有用であり、今後も協議が増加することが見込まれる。

(2) 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたもので、外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成19年は35万3,270件で、18年と比べ6,640件(1.8%)の減少となっている。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている(表8)。

表8 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分		年	平成15	16	17	18	19
査証事前協議			5,320	5,637	3,690	4,716	6,721
在留資格認定証明書交付申請			361,636	386,129	368,578	359,910	353,270

第2節◆外国人の在留の状況

1 外国人登録者数

我が国における外国人の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、どのような目的を持った外国人がどれだけ在留しているかという外国人登録者数は、その「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

ただし、通常の入国者の場合、外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づき、入国の日から90日以内に居住地の市区町村で外国人登録を行うことが義務付けられている（外登法第3条）ため、我が国に入国する外国人の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国してしまうことがほとんどであることから、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成19年末現在2.3%）。したがって、外国人登録者数で見る外国人の在留状況としては、言わば、我が国において勉学、就労、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日米地位協定等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

(1) 総数

我が国における外国人登録者数は、毎年の新規入国者の中にそのまま我が国に留まり、中長期的に生活を送る者もいることから年々増加してきており、今後もこの傾向は継続すると考えられる。平成19年末現在の外国人登録者数は、215万2,973人で過去最高を記録し、18年末と比べ6万8,054人（3.3%）、9年末に比べ67万266人（45.2%）の増加となっている。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合も年々高くなっており、平成19年末現在におけるその割合は、我が国の総人口1億2,777万1,000人（総務省統計局「平成19年10月1日現在推計人口」による）の1.69%に当たり、18年末の1.63%と比べ0.06ポイント高くなっており、過去最高を示している（図12）。

図12 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



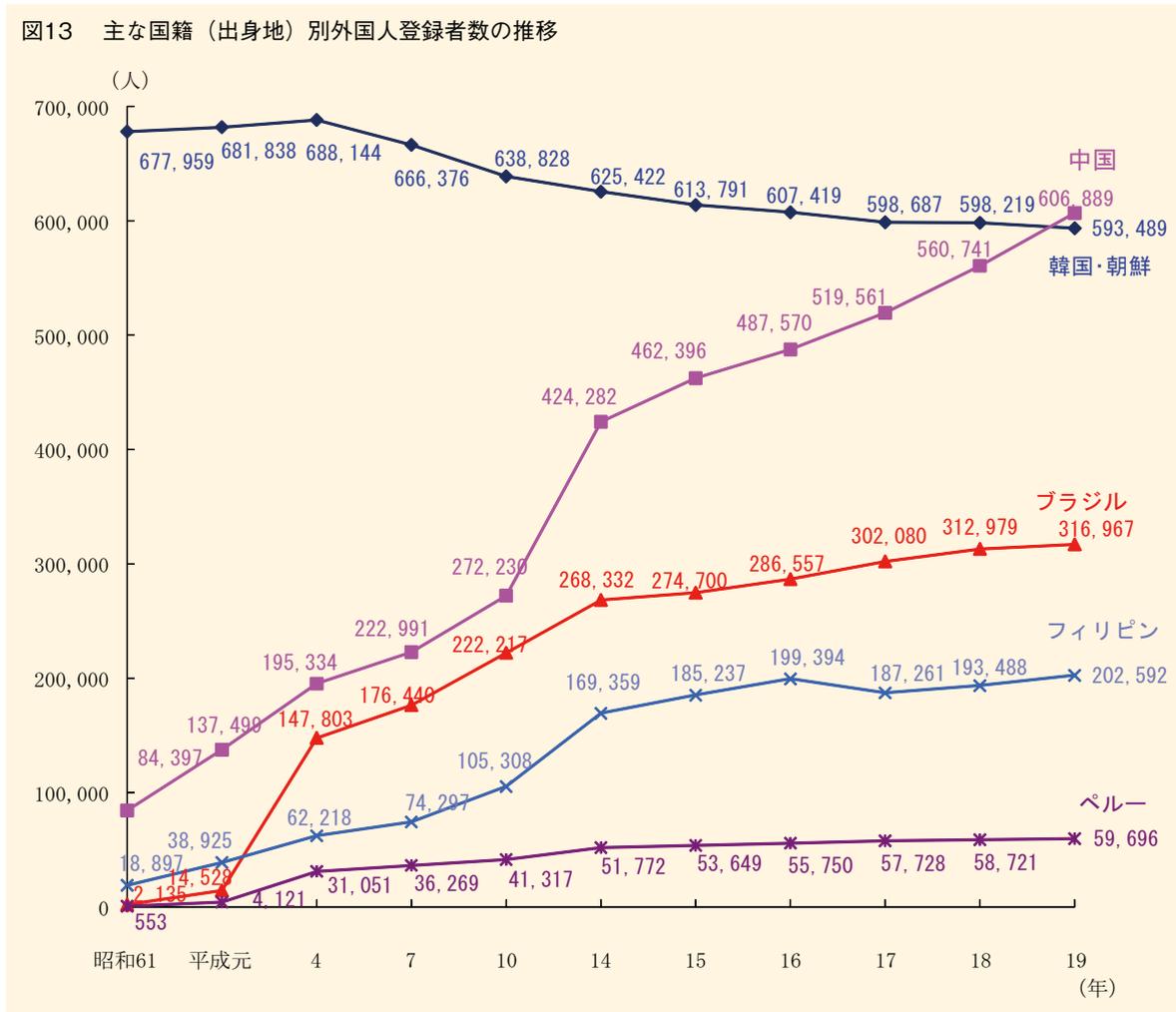
(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「人口推計年報平成16年10月1日現在推計人口」及び「国勢調査要計表人口」により、各年10月1日現在の推計及び要計人口を基に算出した。

(2) 国籍（出身地）別

平成19年末現在における外国人登録者数について国籍(出身地)別にみると、中国が60万6,889人で全体の28.2%を占め、以下、韓国・朝鮮59万3,489人(27.6%)、ブラジル31万6,967人(14.7%)、フィリピン20万2,592人(9.4%)、ペルー5万9,696人(2.8%)と続いている。

年別の推移を見ると、韓国・朝鮮は年々減少し、中国、ブラジル、ペルーは引き続き増加しており、特に中国は、平成15年の46万2,396人と比べ14万4,493人(31.2%)の大幅な増加となっている。フィリピンは17年末に減少したものの、19年末は18年末と比べ9,104人の増加となった(図13)。



なお、外国人登録者数の国籍（出身地）別順位は、中国が初めて韓国・朝鮮を上回り第1位となり、これまで一貫して最大の構成比を占めていた韓国・朝鮮は前年と比べ、4,730人減少し、中国に次いで第2位となった。以下ブラジル、フィリピン、ペルーと続いている。

(3) 目的（在留資格）別

ア 永住者・特別永住者（資料編2統計（1）10）

平成19年末現在の外国人登録者数のうち最も多いのは、「永住者」（特別永住者を除く）で、18年末と比べ4万5,280人(11.5%)増の43万9,757人であり、全体の20.4%を占めている(表9)。

表9 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成15	16	17	18	19
総	数	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973
教	授	8,037	8,153	8,406	8,525	8,436
芸	術	386	401	448	462	448
宗	教	4,732	4,699	4,588	4,654	4,732
報	道	294	292	280	273	279
投	資・経	6,135	6,396	6,743	7,342	7,916
法	律・会	122	125	126	141	145
医	療	110	117	146	138	174
研	究	2,770	2,548	2,494	2,332	2,276
教	育	9,390	9,393	9,449	9,511	9,832
技	術	20,807	23,210	29,044	35,135	44,684
人	文知識・	44,943	47,682	55,276	57,323	61,763
企	業内	10,605	10,993	11,977	14,014	16,111
興	行	64,642	64,742	36,376	21,062	15,728
技	能	12,583	13,373	15,112	17,869	21,261
文	化活	2,615	3,093	2,949	3,025	3,014
短	期滞	74,301	72,446	68,747	56,449	49,787
留	学	125,597	129,873	129,568	131,789	132,460
就	学	50,473	43,208	28,147	36,721	38,130
研	修	44,464	54,317	54,107	70,519	88,086
家	族滞	81,535	81,919	86,055	91,344	98,167
特	定活	55,048	63,310	87,324	97,476	104,488
永	住者	267,011	312,964	349,804	394,477	439,757
日	本人の	262,778	257,292	259,656	260,955	256,980
永	住者の	8,519	9,417	11,066	12,897	15,365
定	住者	245,147	250,734	265,639	268,836	268,604
特	別永	475,952	465,619	451,909	443,044	430,229
未	取得	16,628	18,236	15,353	17,415	13,960
一	時庇	30	31	30	30	30
そ	の他	19,376	19,164	20,736	21,161	20,131

(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という(以下同じ。)

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人(いわゆるニューカマー)の増加により相対的な低下傾向に拍車をかけることとなり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。今後もしも在日三世・四世などの国籍選択をめぐる動向次第で、特別永住者の総数はさらに下降する可能性も考えられる。

他方、平成19年末現在の「永住者」(特別永住者を除く)の外国人登録者数は、18年末と比べ4万5,280人(11.5%)増の43万9,757人で、全外国人登録者数に占める割合は20.4%となっている。これについて15年末から19年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、19年末には、15年末の26万7,011人と比べ17万2,746人(64.7%)増加している。

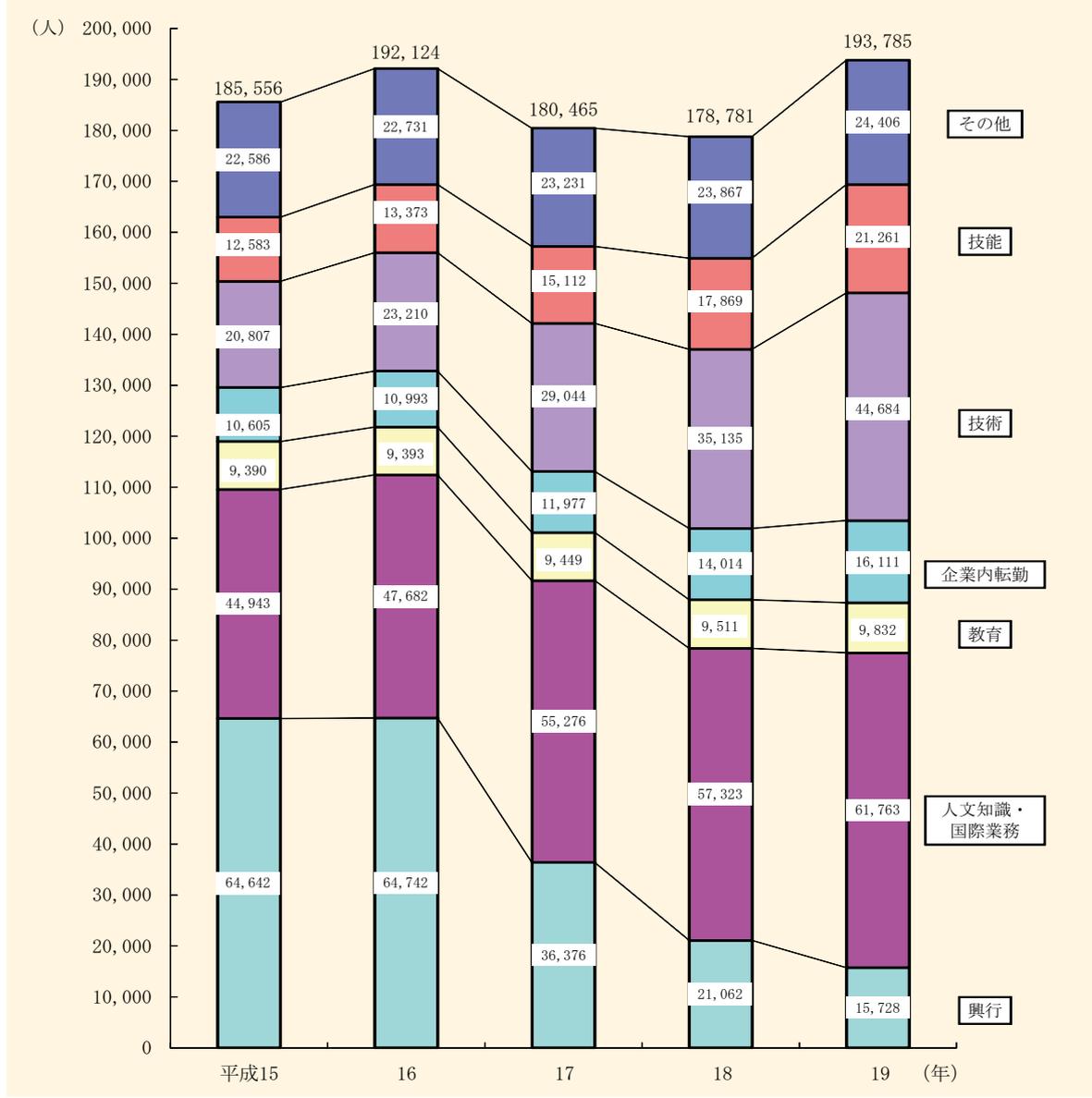
また、「永住者」を国籍別で見ると、平成19年末では、中国が12万8,501人と最も多く、以下、

ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。また、中国、ブラジル、フィリピン及びペルーは、19年末は15年末と比べそれぞれ約1.5倍、2.3倍、1.7倍、1.6倍となっている。

イ 就労を目的とする外国人（資料編2統計（1）1-2~6-2）

平成19年末現在の就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は18年末と比べ1万5,004人（84%）増の19万3,785人で、全体の9.0%であった。これについて15年末から19年末までの推移を見ると、登録者数は16年末まで増加傾向にあったが、「興行」の減少の影響を受け、17、18年末は一旦減少に転じたものの、平成19年末には「興行」以外の在留資格の増加が見られた結果、平成16年末に過去最高を記録した外国人登録者数を上回る結果となった（図14）。

図14 就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移



また、個々の在留資格別で見ると、「研究」の在留資格は近年減少傾向にあるが、これは、平成15年4月から開始された構造改革特別区域における特例措置に該当する場合には、「特

定活動」の在留資格が許可されるようになったことが減少要因の一つとなっている。また、15年末から一貫して増加しているのは、「人文知識・国際業務」、「技術」、「技能」、「教授」、「投資・経営」、「法律・会計業務」となっている。「興行」の在留資格は、19年末は18年末と比べ5,334人（25.3%）減と引き続き減少となった。これは、「興行」の在留資格による新規入国者が減少したことによるものである。

「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に在留しているいわゆる外国人社員の外国人登録者数は、平成19年末現在、「技術」4万4,684人、「人文知識・国際業務」6万1,763人、「企業内転勤」1万6,111人であり、15年末と比べ、それぞれ2万3,877人（114.8%）、1万6,820人（37.4%）、5,506人（51.9%）の増加を示している。

平成19年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ23.1%、31.9%、8.3%となっており、いわゆる外国人社員が、就労を目的とする在留外国人の約6割を占めている。

ウ 留学生・就学生（資料編2統計（1）7-2, 8-2）

留学生の外国人登録者数は、平成14年末に初めて10万人を突破し、19年末現在における留学生の外国人登録者数は、18年末と比べて671人（0.5%）微増して13万2,460人となった。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が8万5,905人で全体の64.9%を占めており、これに韓国・朝鮮が1万7,902人（13.5%）で続いている。

また、総数について平成15年末から19年末までの推移を見ると、19年末現在では15年末の1.1倍になっている。

一方、近年増加が続いていた就学生の外国人登録者数は、平成16年末に減少に転じたが、19年末現在における就学生の外国人登録者数は3万8,130人で、18年末と比べ1,409人（3.8%）の増加となった。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が2万2,094人で全体の57.9%を占め、これに韓国・朝鮮が9,742人（25.5%）で続いている。

増加していた就学生が平成16年に減少に転じた要因としては、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査を実施した結果、これらの許可要件に適合しないと判断された者が相当数に上ったこと等が要因と考えられ、比較的在留期間の短い就学生の外国人登録者数について、その結果が顕著に出たものと考えられる。

エ 研修生（資料編2統計（1）9-2）

平成19年末現在における研修の外国人登録者数は、8万8,086人で、18年と比べ1万7,567人（24.9%）増加し、過去最高を記録した。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が6万6,576人で全体の75.6%を占めており、次いでベトナムが6,704人（7.6%）、インドネシアが5,069人（5.8%）の順となっている。

さらに、平成15年末から19年末までの推移を見ると、15年末以降増加傾向にあり、16年末に初めて5万人を突破し、19年末現在では15年末の2.0倍になっている。国籍（出身地）別では、中国が2.2倍、ベトナムが1.9倍となっている。

オ 身分又は地位に基づき在留する外国人（資料編2統計（1）11－2，12－2）

平成19年末現在における「日本人の配偶者等」の外国人登録者数は25万6,980人となっている。これを15年末から19年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」は14年末以降減少傾向にあったものの、17年以降再び増加に転じたが、19年末は18年末と比べ、3,975人（1.5%）減少した。国籍別で見ると、19年末現在では、ブラジルが6万7,472人で全体の26.3%を占めており、次いで中国が5万6,990人（22.2%）、フィリピンが5万1,076人（19.9%）の順となっている。

平成19年末現在における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は26万8,604人で外国人登録者全体の12.5%を占めている。15年末から18年末まで一貫して増加していたが、19年末現在では18年末と比べ、232人（0.1%）微減した。

国籍（出身地）別に見ると、19年末には、ブラジルが14万8,528人（55.3%）を占めており、これに中国3万3,816人（12.6%）、フィリピン3万3,332人（12.4%）が続いている。また、15年末から19年末までの推移を見ると、フィリピンは一貫して増加し、19年末現在では15年末の1.6倍となっている。

2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初決定された在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などであり、これらの許否の判断を行うのが在留審査である。

平成19年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は18年と比べて2万4,776件（1.9%）増加して、135万1,961件となった。15年から19年までの推移を見ると、全体として増加傾向にあり、この傾向は、我が国への新規入国者の増加と比例して、今後も継続するものと考えられる（表10）。



在留審査窓口風景

（1）在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成19年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は43万6,630人であり、18年と比べて2万9,674件（6.4%）の減少となっている。

平成15年から19年までの推移を見ると、11年10月1日に施行された在留期間の見直しに係る省令改正及び同改正の趣旨に基づき、決定する在留期間は極力長期のものとするという取扱いにより、以後多くの外国人に対して決定する在留期間が伸長された。その結果、14年の申請が減少し、伸長された在留期間を許可された外国人の在留期間が満了する時期が15年に重なったため、同年には在留期間更新の許可が急増したが、16年以降は、その影響も沈静化したものと考えられる。18年は17年に比べて大幅な増加となり、19年は僅かに減少しているものの、19年中の新規入国者の大幅な増加及び近年の在留の長期化・定着化により今後は再び増加に転じることも予想される（表10）。

表10 在留審査業務許可件数の推移

		(件)				
区分	年	平成15	16	17	18	19
総数		1,138,753	1,189,261	1,197,627	1,327,185	1,351,961
資格外活動		98,006	106,406	100,176	107,158	119,145
在留資格変更		89,593	100,377	115,287	123,381	138,427
在留期間更新		415,021	410,091	418,696	466,304	436,630
永住		46,171	48,263	39,256	51,538	60,509
特別永住		106	126	116	112	131
在留資格取得		6,530	6,921	7,215	8,013	8,680
再入国		483,326	517,077	516,881	570,679	588,439

（注1）「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

（注2）「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

（注3）「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。

（2）在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成19年に在留資格変更許可を受けた外国人は13万8,427人で、15年から一貫して増加しており、18年と比べて1万5,046人（12.2%）の増加となっている（表10）。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」又は「就学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成19年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は1万262人で、15年以降一貫して増加傾向にあり、18年と比べて1,990人（24.1%）、15年と比べて6,484人（171.6%）と大幅な増加となっており、統計を取り始めた昭和63年以降、初めて1万人を超えた。

国籍（出身地）別では、中国が7,539人と全体の73.5%を占め、次いで韓国が1,109人（10.8%）、

中国（台湾）が282人（2.7%）の順となっている（表11）。

表11 国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

国籍（出身地）	年	平成15	16	17	18	19
総数		3,778	5,264	5,878	8,272	10,262
中国		2,258	3,445	4,186	6,000	7,539
韓国		721	811	747	944	1,109
中国（台湾）		139	179	168	200	282
バングラデシュ		66	84	57	119	138
ベトナム		31	53	64	92	131
マレーシア		31	59	69	118	120
タイ		53	60	60	67	87
スリランカ		31	25	34	55	81
インドネシア		40	59	52	53	73
ネパール		16	28	24	45	63
その他		392	461	417	579	639

また、在留資格別では、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人が7,304人（71.2%）で最も多く、平成18年と比べて1,366人（23.0%）、15年と比べて4,926人（207.1%）それぞれ増加し、大学等で養った人文科学系の専門知識や外国特有の感性等を生かした業務に従事する外国人が増えている。また、19年に在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は2,314人（22.5%）となっており、これら2つの在留資格で全体の93.7%を占めている（表12）。

表12 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

在留資格	年	平成15	16	17	18	19
総数		3,778	5,264	5,878	8,272	10,262
人文知識・国際業務		2,378	3,417	4,159	5,938	7,304
技術		849	1,233	1,200	1,720	2,314
教授		371	388	335	401	416
研究		90	114	92	104	87
投資・経営		38	53	28	36	61
教育		10	23	18	20	23
宗教		6	12	12	13	15
医療		14	10	10	14	13
技能		5	5	8	5	6
芸術		6	5	4	6	6
興行		-	-	1	3	3
その他		11	4	11	12	14

イ 技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、研修により一定水準以上の技術等を修得した外国人について、雇用関係の下で技術等をより実践的に修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度であり、研修から技能実習へ移行する際には、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可が必要とされている。

技能実習制度の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、研修生送り出し国のニーズにも合致する技術等が対象となる。具体的には、平成20年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等52職種及び国家試験ではないが、(財)国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている建設機械施工、紡績運転等11職種の合計63職種となっている。

制度発足当初は、研修から技能実習への移行者数に伸び悩みが見られたものの、技能実習へ移行できる対象職種の拡大等により、その数は、平成15年には2万人を超え、19年には5万3,999人に達している。15年から19年までの推移を見ると、年々着実に増加し、19年は18年と比べて1万2,999人(31.7%)、15年と比べて3万3,177人(159.3%)の増加となっている。その結果、5年に技能実習制度が創設されてから19年末までの技能実習への移行者数の累計は26万814人となり、本制度が定着してきていることがうかがえる。

平成19年に技能実習への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍(出身地)別内訳を見ると、中国4万2,871人、ベトナム4,155人、インドネシア3,274人、フィリピン2,407人、タイ783人の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、プラスチック成形、溶接が多くなっている(表13,14)。

表13 国籍別技能実習への移行者数の推移

(人)

国籍	年	平成15	16	17	18	19
総	数	20,822	26,488	32,394	41,000	53,999
中	国	16,620	20,922	26,606	34,817	42,871
ベ	ト	1,343	2,070	1,791	2,221	4,155
ナ	ム					
イ	ン	2,060	2,474	2,340	1,924	3,274
ド	ネ					
ネ	シ					
ア						
フ	ィ	653	819	1,219	1,482	2,407
ィ	リ					
リ	ピ					
ン						
タ	イ	110	112	277	342	783
そ	の	36	91	161	214	509
他						

表14 職種別技能実習への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成15	16	17	18	19
総	数	20,822	26,488	32,394	41,000	53,999
婦	人	8,076	9,194	9,751	10,750	11,697
子	供					
服	製					
造						
型	枠	437	373	420	526	800
施	工					
紳	士	514	527	679	741	658
服	製					
造						
溶	接	1,148	1,254	1,960	2,817	3,882
鉄	筋	248	376	376	409	610
施	工					
機	械	622	873	1,276	1,918	2,960
加	工					
金	属	499	942	1,194	1,768	2,505
プ	レ					
ス						
配	管	45	27	53	88	119
塗	装	393	562	713	1,070	1,255
家	具	111	147	239	260	392
製	作					
鑄	造	386	561	695	811	1,167
と	び	225	240	361	610	702
プ	ラ	907	1,691	2,072	2,686	4,769
ラ	ス					
チ	ッ					
ク	ク					
成	形					
建	築	80	118	179	350	441
大	工					
建	設	32	49	46	77	147
機	械					
施	工					
そ	の	7,099	9,554	12,380	16,119	21,895
他						

(3) 在留資格取得の許可（同法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成19年に在留資格取得の許可を受けた外国人は8,680人で、16年から一貫して増加しており、18年と比べて667人（8.3%）の増加となっている（表10）。

(4) 再入国の許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の経路を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる制度である。

平成19年に再入国許可を受けた外国人は58万8,439人であり、18年と比べて1万7,760人（3.1%）の増加となっている。15年から19年までの推移を見ると、16年から17年は若干減少しているものの、我が国に長期に在留する外国人の増加に伴い、増加傾向にあり、19年は15年と比べて10万5,113人（21.7%）の増加となっている（表10）。

(5) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生、就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成19年に資格外活動許可を受けた外国人は11万9,145人で、18年と比べて1万1,987人（11.2%）増加となり、15年と比べて2万1,139人（21.6%）の増加となっている（表10）。

(6) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可については、規制緩和及び事務の簡素・合理化を図る観点から、平成10年2月、運用の基準を見直すこととし、また、併せてこれまでの取扱いを明確化した。この見直しでは、法定要件の審査に当たっての解釈を明確にするとともに、身分関係に対応した在日歴を見直し、日本人の配偶者である等の特別な事情を有する者に対する取扱いについても更に弾力的に取り扱うこととした。

また、我が国に貢献があると認められる外国人に対する永住許可の要件を明確化するため、平成17年3月31日に「我が国への貢献」に関するガイドラインを策定してホームページ上に

公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新している。18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「我が国への貢献」に関するガイドラインについても一部改定した。

平成15年に永住許可を受けた外国人は4万6,171人であったところ、新規入国外国人の増加と在留の長期化・定着化、永住許可の取扱いの見直し等により、16年は4万8,263人と増加し、17年は減少したものの、18年から再び増加に転じ、19年は過去最高の6万509人となっている(表15)。

表15 国籍(出身地)別永住許可件数の推移 (件)

年 国籍(出身地)	平成15	16	17	18	19
総数	46,171	48,263	39,256	51,538	60,509
中国	13,987	14,855	11,404	13,744	15,875
ブラジル	10,894	10,789	10,026	16,055	19,793
フィリピン	6,972	7,563	6,044	7,554	8,723
韓国・朝鮮	3,345	3,671	2,939	3,368	3,788
ペルー	3,381	3,275	2,449	2,878	3,241
その他	7,592	8,110	6,394	7,939	9,089

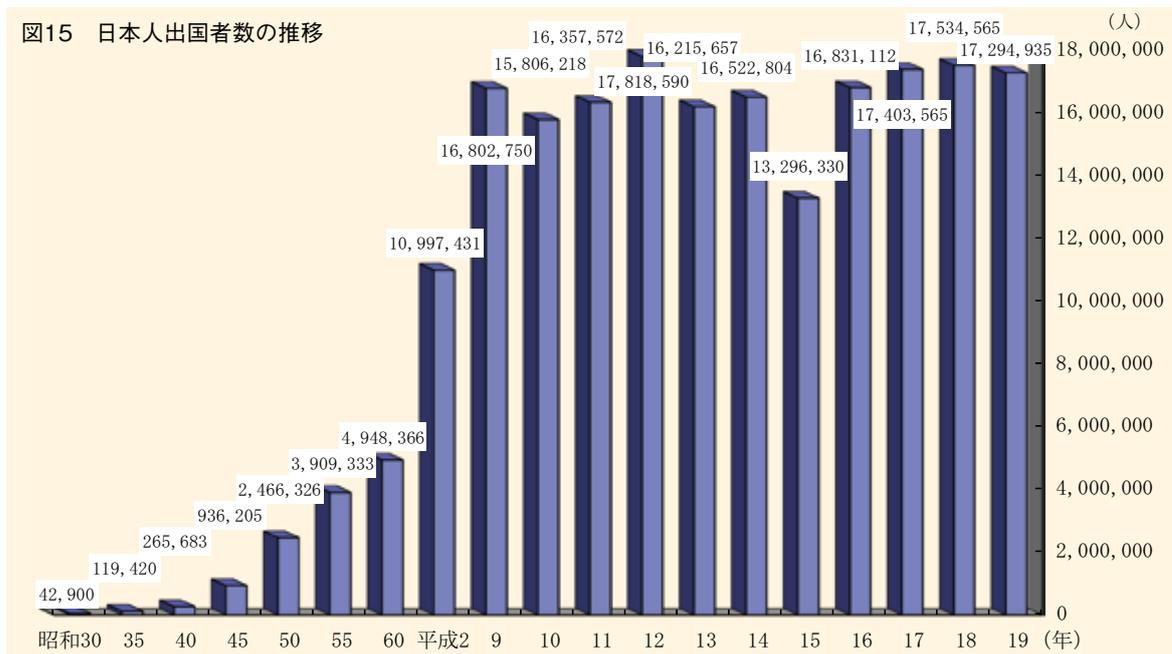
第3節◆日本人の出帰国の状況

1 出国者

(1) 総数

平成19年の日本人出国者総数は1,729万4,935人で、18年と比べ23万9,630人(1.4%)減少した。

(図15)。

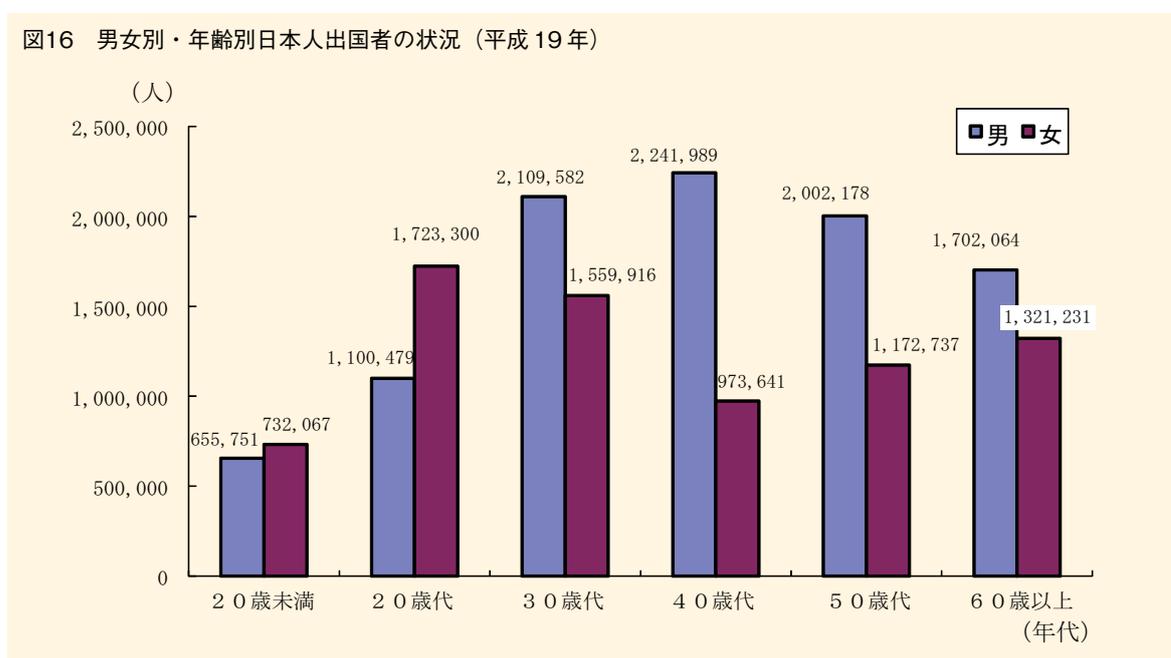


(2) 男女別・年齢別

平成19年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が981万2,043人、女性が748万2,892人で、男性が全体の56.7%、女性が43.3%となっている。この男女比率は13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

平成19年における日本人出国者数を年齢別に見ると、30歳代が366万9,498人で出国者全体の21.2%を占めており、以下、40歳代321万5,630人(18.6%)、50歳代317万4,915人(18.4%)、60歳以上302万3,295人(17.5%)、20歳代282万3,779人(16.3%)の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代については女性の占める比率が61.0%と極めて高くなっており、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている(図16)。



(3) 空港・海港別

平成19年における日本人出国者数について、出国した空・海港別に見ると、空港を利用した出国者は1,710万6,974人で全体の98.9%を占めている。外国人の入国者(空港利用者が92.7%)に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成19年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は954万7,579人で空港からの出国者全体の55.8%、関西空港の利用者数が368万7,939人で21.6%を占めており、空港からの出国者全体の約77%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、中部空港197万3,782人(11.5%)、福岡空港67万9,279人(4.0%)の順になっている。

一方、平成19年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が13万4,382人で海港からの出国者全体の71.5%、下関港が1万6,728人で8.9%を占めており、海港からの出国者全体の約80.4%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、大阪港7,309人(3.9%)、神戸港6,634人(3.5%)の順となっている。

2 帰国者

平成19年の日本人帰国者総数は1,719万9,310人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,591万7,980人で全体の92.6%を占めており、このうち10日以内に帰国した人が1,449万5,300人で、全体の84.3%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で、速やかに帰国することが見込まれているためである。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない(表16)。

表16 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成15	16	17	18	19
総	数	13,295,311	16,812,090	17,326,149	17,457,286	17,199,310
5	日以内	7,145,185	9,672,889	10,073,918	10,223,891	10,125,098
5	日を超えて10日以内	3,721,358	4,460,530	4,503,407	4,480,153	4,370,202
10	日を超えて20日以内	951,577	1,088,365	1,101,697	1,098,627	1,066,490
20	日を超えて1月以内	336,171	376,796	381,627	379,317	356,190
1	月を超えて3月以内	466,750	520,877	553,187	563,278	566,805
3	月を超えて6月以内	263,883	287,444	305,489	311,045	316,000
6	月を超えて1年以内	248,805	255,730	264,511	267,240	268,808
1	年を超えて3年以内	139,349	123,208	119,516	114,578	113,569
3	年を超える	15,982	19,889	16,357	12,965	10,323
不	詳	6,251	6,362	6,440	6,192	5,825

第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節◆不法残留者の状況

1 不法残留者数

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成20年1月1日現在の我が国に潜在中の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は14万9,785人であり、19年1月1日現在の17万839人と比べて2万1,054人（12.3%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べて14万8,861人（49.8%）減で、一貫して減少している。



違反調査

これは、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施などに加え、平成19年は当局が行っている不法滞在者の半減5か年計画の4年目にあたるなど、総合的な不法滞在者対策の効果によるものと思われる。

なお、この数に不法入国者の推定数約2万4千人を加えると、約17万4千人の不法滞在者が我が国に潜在していると見られる。

（1）国籍（出身地）別

平成19年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が3万1,758人で最も多く、全体の21.2%を占めており、以下、中国2万5,057人（16.7%）、フィリピン2万4,741人（16.5%）、タイ7,314人（4.9%）、台湾6,031人（4.0%）、インドネシア5,096人（3.4%）、マレーシア4,804人（3.2%）の順となっている（図17、表17）。

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日以降の推移を見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、20年1月1日現在の順位は韓国が最も多く、次いで中国、フィリピン、タイ、台湾となっている。

国籍（出身地）別の推移を見ると、韓国は、「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行おうとするものに対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、平成11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少しており、またマレーシア及びペルーも、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得奨励措置が採られたことから、減少傾向にある。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年以降は再び減少傾

向にある。フィリピンは10年以降減少していたが、15年から18年にかけて増減を繰り返し、19年以降は減少している。インドネシアは、3年5月1日から一貫して増加していたが、17年以降は減少傾向にある。

図17 主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移

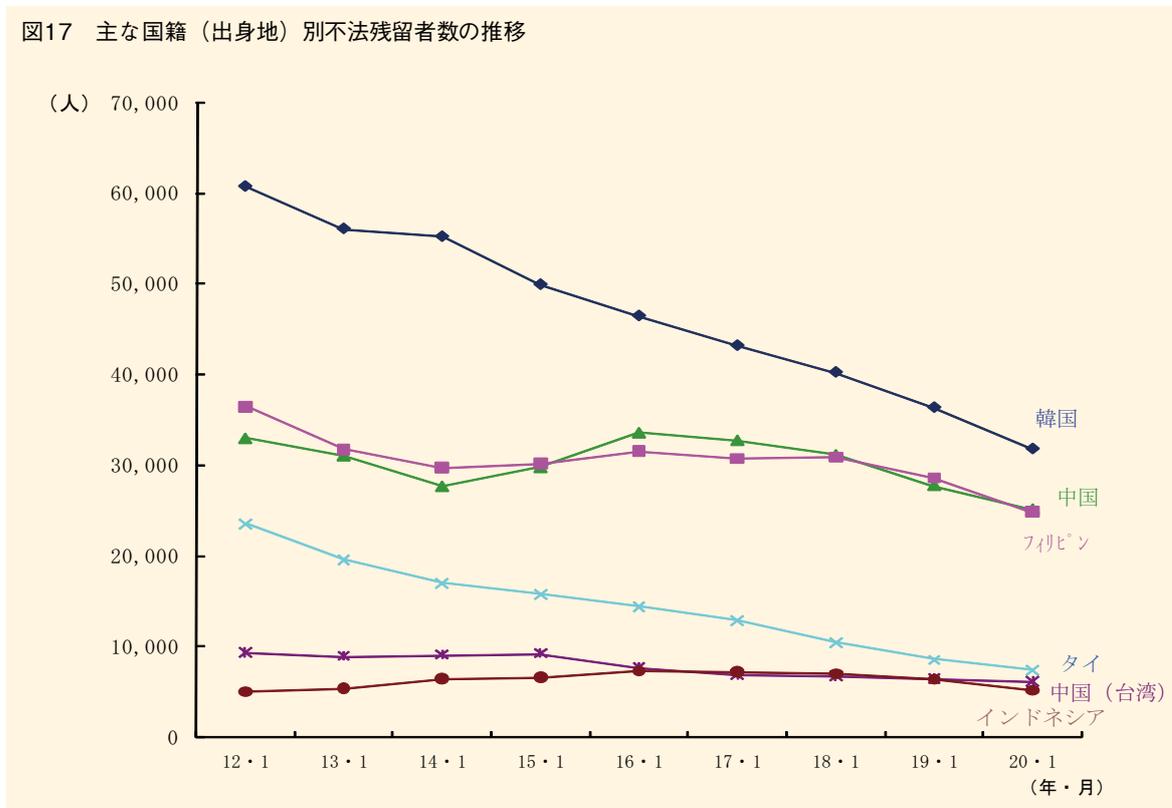


表17 国籍（出身地）別不法残留者数の推移

(人)

年月日	平成3 5月1日	4 5月1日	5 5月1日	6 5月1日	7 5月1日	8 5月1日	9 1月1日	10 1月1日	11 1月1日	12 1月1日	13 1月1日	14 1月1日	15 1月1日	16 1月1日	17 1月1日	18 1月1日	19 1月1日	20 1月1日
総数	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785
韓国	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203	36,321	31,758
中国	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074	27,698	25,057
フィリピン	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777	28,491	24,741
タイ	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352	8,460	7,314
中国(台湾)	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696	6,347	6,031
インドネシア	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926	6,354	5,096
マレーシア	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822	6,397	4,804
ペルー	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	5,997	5,283	4,481
スリランカ	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590	4,042	3,615
ベトナム	1,061	821	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582	3,916	4,071	3,959	3,362
その他	46,059	87,106	80,185	74,593	70,668	69,928	70,762	67,772	63,896	60,178	56,601	55,772	56,167	55,322	51,950	46,237	37,487	33,526

(2) 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が10万2,069人で最も多く、全体の68.1%を占めている。以下、「留学」6,667人(4.5%)、「興行」6,624人(4.4%)、「就学」4,311人(2.9%)、「研修」3,136人(2.1%)となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は1万5,220人(13.0%)、「興行」は1,538人(18.8%)減少している。「短期滞在」は

平成5年5月1日以降引き続き、「就学」も6年5月1日以降減少傾向にあり、「興行」については14年1月1日に増加に転じ、その後は引き続き増加していたが、17年1月以降減少傾向にある。「留学」についても13年1月1日から増加していたが、18年1月以降減少に転じている(表18)。

表18 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

年月日 在留資格	平成15 1月1日	16 1月1日	17 1月1日	18 1月1日	19 1月1日	20 1月1日
総数	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785
短期滞在	155,498	150,326	139,417	134,374	117,289	102,069
留学	5,450	6,672	8,173	7,628	7,448	6,667
興行	11,770	11,974	11,319	10,052	8,162	6,624
就学	9,779	9,511	8,506	7,307	5,281	4,311
研修	3,409	3,959	3,648	3,393	3,333	3,136
その他	34,646	36,976	36,236	30,991	29,326	26,978

第2節◆退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

1 退去強制事由別

平成19年に退去強制手続を執った入管法違反者は4万5,502人で、18年と比べて1万908人減少している。このうち、16年12月に施行された改正入管法により開始された出国命令制度の対象者として入国審査官に引き継いだ者は9,695人であった。

退去強制事由別内訳を見ると、平成19年は、不法残留3万5,417人(77.8%)、不法入国7,454人(16.4%)、資格外活動1,409人(3.1%)の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている。

国籍(出身地)別では、中国が1万1,981人(26.3%)と最も多く、5年連続で第1位となった。次いで、フィリピン9,185人(20.2%)、韓国6,560人(14.4%)の順となり、これら上位3か国で全体の60%以上を占めている(表19, 20)。



摘発風景

表19 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

年 退去強制事由	平成15	16	17	18	19
総数	45,910	55,351	57,172	56,410	45,502
不法入国	9,251	11,217	11,586	10,441	7,454
不法上陸	777	992	690	506	342
資格外活動	1,199	1,399	1,890	1,736	1,409
不法残留	34,266	41,175	42,254	42,829	35,417
刑罰法令違反等	417	568	752	898	880
不法就労者	34,325	43,059	45,935	45,929	36,982

表20 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成15	16	17	18	19
総数		45,910	55,351	57,172	56,410	45,502
中国		12,382	15,702	17,252	16,269	11,981
フィリピン		5,698	8,558	9,627	10,420	9,185
韓国		7,877	7,782	8,050	8,128	6,560
タイ		2,993	3,572	3,388	3,294	2,467
インドネシア		1,567	2,103	2,000	2,443	2,153
ベトナム		579	979	1,130	1,407	1,571
スリランカ		806	1,086	1,204	1,624	1,449
ペルー		1,103	1,292	1,194	1,306	1,068
バングラデシュ		946	1,312	1,529	1,295	975
マレーシア		1,711	1,575	1,559	1,158	881
その他		10,248	11,390	10,239	9,066	7,212

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

なお、平成19年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は3万6,982人で全体の81.3%を占めている。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

(1) 不法入国

平成19年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、有効な旅券を所持しないなどにより本邦に入国した不法入国者数は、18年と比べて2,987人(28.6%)減少して7,454人となり、入管法違反者全体の16.4%を占めている。過去の推移を見ると、15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少していることなどから、水際対策の効果が現れ始めているものと思われる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が2,410人で最も多く全体の32.3%を占め、次いでフィリピン1,624人(21.8%)、タイ680人(9.1%)の順となっており、平成14年以降、これら上位3か国の順位に変動は見られないが、中国の占める割合が高く、その件数とともに大きな脅威となっている。

利用交通手段別に見ると、平成19年中に退去強制手続を執った不法入国者のうち、航空機による不法入国者数は18年と比べて2,101人(27.8%)減少し5,448人となった。これは、不法入国者全体の73.1%に当たり、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は18年と比べて886人(30.6%)減少し2,006人となった(表21, 22, 23)。

表21 国籍（出身地）別不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成15	16	17	18	19
総数		9,251	11,217	11,586	10,441	7,454
中国		4,077	4,588	4,960	3,999	2,410
フィリピン		1,385	1,955	2,074	2,059	1,624
タイ		992	1,219	1,139	988	680
韓国		443	587	617	767	619
イラン		449	425	402	432	382
バングラデシュ		433	626	646	486	349
インドネシア		127	148	172	232	281
ペルー		247	331	255	299	243
スリランカ		115	119	128	181	151
パキスタン		317	334	300	261	141
その他		666	885	893	737	574

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表22 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成15	16	17	18	19
総数		6,694	7,848	8,065	7,549	5,448
フィリピン		1,275	1,825	1,927	1,956	1,519
中国		2,317	2,295	2,570	2,088	1,215
タイ		948	1,165	1,065	934	633
イラン		359	343	340	369	323
韓国		330	412	388	415	318
その他		1,465	1,808	1,775	1,787	1,440

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表23 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成15	16	17	18	19
総数		2,557	3,369	3,521	2,892	2,006
中国		1,760	2,293	2,390	1,911	1,195
韓国		113	175	229	352	301
バングラデシュ		232	352	348	232	194
フィリピン		110	130	147	103	105
イラン		90	82	62	63	59
その他		252	337	345	231	152

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 不法上陸

平成19年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は、18年と比べて164人(32.4%)減少し342人となったが、

これは入管法違反者全体の0.8%であり、14年以降おおむね同様の割合で推移している（表24）。

表24 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移

（人）

国籍(出身地)	年	平成15	16	17	18	19
総数		777	992	690	506	342
中国		390	432	374	231	137
スリランカ		17	64	38	33	38
フィリピン		23	54	29	10	26
トルコ		6	18	5	45	19
ミャンマー		33	77	43	31	16
ロシア		42	56	33	10	15
韓国		45	40	23	22	15
タイ		29	49	32	21	11
中国（台湾）		10	11	8	8	8
インドネシア		3	7	4	12	7
パキスタン		20	28	17	5	7
その他		159	156	84	78	43

（注）表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

（3）不法残留

平成19年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は18年と比べて7,412人（17.3%）減少し、3万5,417人となった。これは入管法違反者全体の77.8%に当たる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が8,811人で最も多く全体の24.9%を占めており、次いでフィリピン7,136人（20.1%）、韓国5,484人（15.5%）、インドネシア1,837人（5.2%）、タイ1,728人（4.9%）の順となっている（表25）。

表25 国籍（出身地）別不法残留事件の推移

（人）

国籍(出身地)	年	平成15	16	17	18	19
総数		34,266	41,175	42,254	42,829	35,417
中国		7,429	10,197	11,301	11,295	8,811
フィリピン		3,879	5,949	6,583	7,879	7,136
韓国		7,099	6,837	6,959	6,847	5,484
インドネシア		1,419	1,896	1,779	2,074	1,837
タイ		1,947	2,267	2,166	2,232	1,728
ベトナム		528	897	1,021	1,300	1,435
スリランカ		670	875	1,028	1,391	1,244
マレーシア		1,639	1,509	1,490	1,095	846
ペルー		816	917	919	971	792
バングラデシュ		507	659	858	785	605
その他		8,333	9,172	8,150	6,960	5,499

（注）表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格以外の報酬を受ける等の就労活動を専ら行っていた場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成19年は18年と比べて327人(18.8%)減少し1,409人となった。これは、退去強制手続を執った入管法違反者全体の3.1%である。

国籍(出身地)別に見ると、中国が395人で最も多く全体の28.0%を占めており、次いで韓国380人(27.0%)、フィリピン297人(21.1%)の順となっており、これら上位3か国で全体の76.1%を占めている。平成15年以降の推移を見ると、17年まではフィリピンの増加が顕著であったが、18年は減少し、ロシア、ベトナムが増加傾向となっている。

なお、不法就労者の多くは「短期滞在」で入国した後、資格外活動を行っているものであるが、その外国人の在留期間が満了し不法残留した場合には、不法残留事件として処理することから、違反事件数では不法残留が圧倒的に多くなっている(表26)。

表26 国籍(出身地)別資格外活動事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成15	16	17	18	19
総数		1,199	1,399	1,890	1,736	1,409
中国(本土)		367	304	357	469	395
韓国		274	294	396	412	380
フィリピン		372	541	862	399	297
ロシア		5	24	17	43	55
ベトナム		8	15	19	32	49
インド		2	4	10	4	27
インドネシア		17	48	45	119	23
ネパール		9	1	4	18	21
タイ		1	4	15	14	14
マレーシア		1	2	4	16	14
その他		143	162	161	210	134

2 不法就労事件

(1) 概況

平成19年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は3万6,982人で、入管法違反者全体の81.3%を占め、我が国に潜伏する不法滞在外国人の多くが不法就労していることを裏付けている。

このような状況は、徐々に回復しているとはいえ、まだ厳しさの残る雇用情勢の中にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪う等公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、それら外国人が本来得るべき賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けら

れないなど、不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

(2) 国籍（出身地）別

不法就労者を地域別に見ると、アジアが3万4,455人で全体の93.2%を占め圧倒的に多く、次いで南米3.8%、アフリカ1.6%の順となっており、依然としてアジアから我が国に入国し不法就労に従事する者の割合が極めて高い状況にある。

また、国籍（出身地）はアジア地域を中心に100か国に及び、依然として多国籍化の状態にある。

国籍（出身地）別に見ると、中国が1万223人で最も多く全体の27.6%を占めており、次いでフィリピン7,075人（19.1%）、韓国5,315人（14.4%）、インドネシア2,034人（5.5%）、タイ2,013人（5.4%）の順となっており、これら上位5か国で全体の72.1%を占めている。ここ数年の推移を見ると、中国が高い割合を占めている。また、18年と比較してベトナムが増加している（表27）。

表27 国籍（出身地）別不法就労事件の推移

(人)

国籍（出身地）		年	平成15	16	17	18	19
総	数		34,325	43,059	45,935	45,929	36,982
	男		20,274	25,349	26,232	24,759	20,926
	女		14,051	17,710	19,703	21,170	16,056
中	国		9,302	12,669	14,239	13,750	10,223
	男		5,997	8,104	8,749	7,614	5,910
	女		3,305	4,565	5,490	6,136	4,313
フ イ リ ピ ン			4,108	6,299	7,378	7,978	7,075
	男		1,453	2,263	2,647	2,887	2,815
	女		2,655	4,036	4,731	5,091	4,260
韓	国		6,372	6,192	6,514	6,696	5,315
	男		2,564	2,281	2,274	2,232	1,977
	女		3,808	3,911	4,240	4,464	3,338
イ ン ド ネ シ ア			1,389	1,897	1,844	2,286	2,034
	男		975	1,350	1,297	1,521	1,438
	女		414	547	547	765	596
タ	イ		2,423	2,831	2,816	2,650	2,013
	男		1,030	1,179	1,158	1,159	985
	女		1,393	1,652	1,658	1,491	1,028
ベ ト ナ ム			408	732	900	1,189	1,318
	男		227	373	490	630	756
	女		181	359	410	559	562
ス リ ラ ン カ			674	891	1,024	1,440	1,264
	男		588	799	898	1,270	1,117
	女		86	92	126	170	147
バ ン グ ラ デ シ ュ			861	1,214	1,405	1,176	907
	男		828	1,166	1,328	1,114	873
	女		33	48	77	62	34
マ レ ー シ ア			1,638	1,486	1,486	1,093	845
	男		1,193	1,084	1,060	774	615
	女		445	402	426	319	230
ペ ル ー			769	945	894	927	785
	男		533	615	588	609	518
	女		236	330	306	318	267
そ の 他			6,381	7,903	7,435	6,744	5,203
	男		4,886	6,135	5,743	4,949	3,922
	女		1,495	1,768	1,692	1,795	1,281

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が2万926人（56.6%）、女性が1万6,056人（43.4%）であり、18年と比較して男女の差は広がった。

なお、上位国では、フィリピン、韓国及びタイの3か国で女性が男性を上回っており、バングラデシュ及びスリランカでは、そのほとんどを男性が占めている。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が1万1,572人で最も多く全体の31.3%を占めており、次いでホステス等接客5,809人（15.7%）、建設作業員4,458人（12.1%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は工員が最も多く、次いで建設作業員、その他の労務作業員の順となり、女性はスナック等で働くホステス等接客が最も多く、次いで工員、ウェイトレス等給仕の順となっている（表28）。

表28 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成15	16	17	18	19
総	数	34,325	43,059	45,935	45,929	36,982
	男	20,274	25,349	26,232	24,759	20,926
	女	14,051	17,710	19,703	21,170	16,056
工員	員	7,156	10,440	11,786	12,986	11,572
	男	5,146	7,402	8,447	8,892	7,898
	女	2,010	3,038	3,339	4,094	3,674
ホステス等接客	客	5,057	6,597	7,319	7,701	5,809
	男	184	229	258	356	400
	女	4,873	6,368	7,061	7,345	5,409
建設作業員	者	5,468	6,228	6,378	5,425	4,458
	男	5,426	6,185	6,331	5,378	4,401
	女	42	43	47	47	57
ウェイトレス・ハーターン	ン	2,919	3,471	4,091	4,008	3,073
	男	1,235	1,401	1,518	1,336	1,190
	女	1,684	2,070	2,573	2,672	1,883
その他の労務作業員	者	2,140	2,636	2,858	3,307	2,792
	男	1,739	2,185	2,264	2,502	2,190
	女	401	451	594	805	602
その他のサービス従事者	者	2,406	2,702	2,841	2,815	1,953
	男	927	1,032	1,017	1,026	739
	女	1,479	1,670	1,824	1,789	1,214
その他	他	9,179	10,985	10,662	9,687	7,325
	男	5,617	6,915	6,397	5,269	4,108
	女	3,562	4,070	4,265	4,418	3,217

(5) 稼働場所（都道府県）別

不法就労者の稼働場所（都道府県）別を見ると、東京都が8,940人で最も多く全体の24.2%を占めており、次いで愛知県4,724人（12.8%）、神奈川県4,499人（12.2%）、埼玉県3,183人（8.6%）、千葉県3,021人（8.2%）の順となっており、依然として不法就労者は首都圏を中心に関東から近畿に及ぶ太平洋岸地域に集中している。関東地区1都6県（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木）で不法就労者全体の67.5%を占めているが、一方で、愛知県、静岡県等の中部地区が不法就労者全体の21.7%を占めるなど、全国47都道府県において不法就労者の存在が確認され、地方

への拡散の度合いが高まっていることも認められる（表29）。

表29 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	平成15	16	17	18	19
	総数		34,325	43,059	45,935	45,929
東京都		13,579	16,572	16,612	14,447	8,940
愛知県		2,349	3,229	3,415	4,597	4,724
神奈川県		2,634	3,625	4,452	4,673	4,499
埼玉県		2,703	3,805	4,101	3,762	3,183
千葉県		2,573	3,220	3,555	3,773	3,021
茨城県		1,583	1,775	2,007	2,198	2,243
群馬県		993	1,370	1,919	2,359	1,961
大阪府		1,637	1,686	1,632	1,677	1,548
静岡県		896	1251	1,167	1,255	1,243
栃木県		635	837	1,222	1,345	1,103
その他		4,743	5,689	5,853	5,843	4,517

3 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制手続では、入国警備官による違反調査の後、入国審査官は、外国人（容疑者）が退去強制事由に該当するかどうかについて違反審査を行うこととなる。

その受理件数の推移を見ると、平成16年以降5万件台で推移していたが、19年は4万8,647件と、過去3年と比べて減少した（表30）。

表30 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

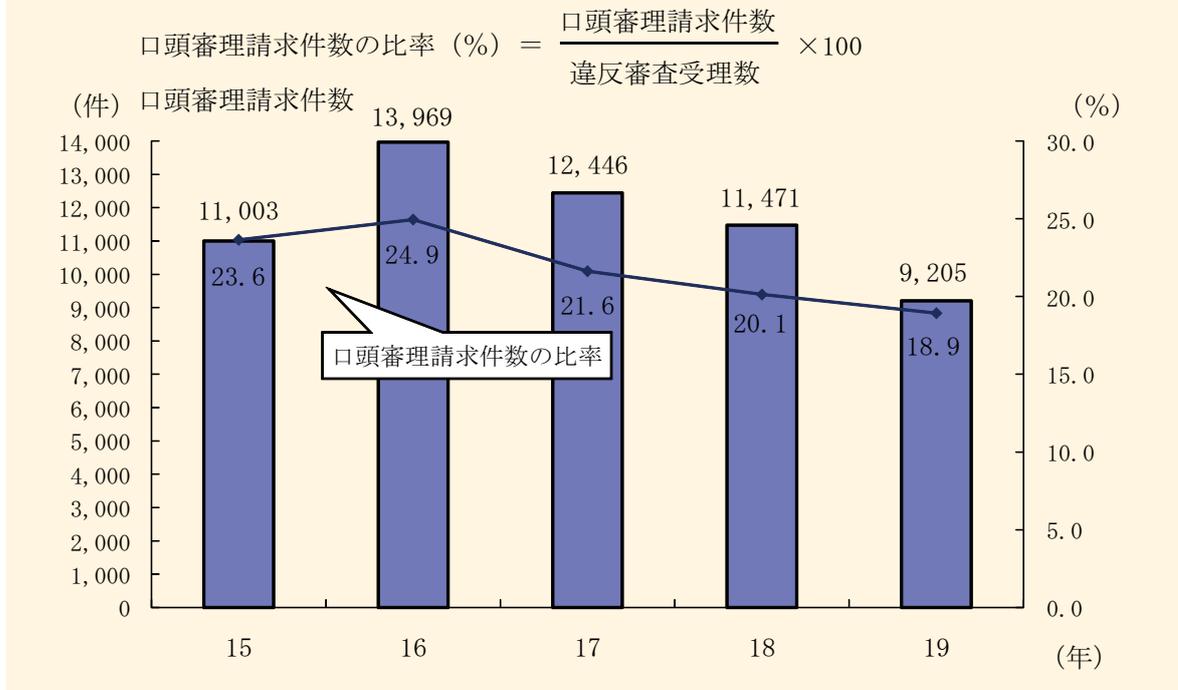
(件)

区分		年	平成15	16	17	18	19	
違反審査	受理		46,535(548)	56,018(596)	57,569(286)	57,017(488)	48,647(2,918)	
	既済	非該当		2	4	7	3	3
		退去強制令書発付		34,855	40,771	32,284	31,393	26,215
		口頭審理請求		11,003	13,969	12,446	11,471	9,205
		出国命令書交付		-	918	12,227	11,100	9,691
		未済, その他		675	356	605	3,050	3,533
口頭審理	受理		12,092(1,061)	14,869(866)	13,002(518)	12,221(711)	10,101(846)	
	既済	非該当		-	-	-	-	-
		退去強制令書発付		102	113	137	126	134
		異議申出		11,081	14,191	12,056	11,196	9,361
		出国命令書交付		-	-	-	-	-
		未済, その他		906	565	809	899	606
裁決	受理		11,738(628)	14,897(703)	12,533(461)	11,757(552)	10,037(639)	
	既済	理由あり		8	-	-	3	6
		理由なし		11,204	14,412	11,922	11,018	9,245
		出国命令書交付		-	-	-	-	-
		未済, その他		521	485	611	736	786
口頭審理請求		口頭審理請求件数 違反審査受理件数 (%)		23.6	24.9	21.6	20.1	18.9

(注) 受理件数の()内は前年からの繰越件数で内数である。

また、違反審査後の口頭審理請求件数も、平成19年は9,205件となり、18年と比べて減少したものの、引き続き高水準で推移している。これは、日本人等と婚姻・同居するなどして身分関係が形成され、在留を希望する案件が多いことや、あるいは家族の統合や病気等の人道上の事由に配慮した在留特別許可が認められることが浸透したことなどが要因として考えられる（図18）。

図18 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定に対して法務大臣へ異議の申出をする件数も、同様の理由から19年は9,361件と減少したものの、依然高水準で推移している。（表30）。

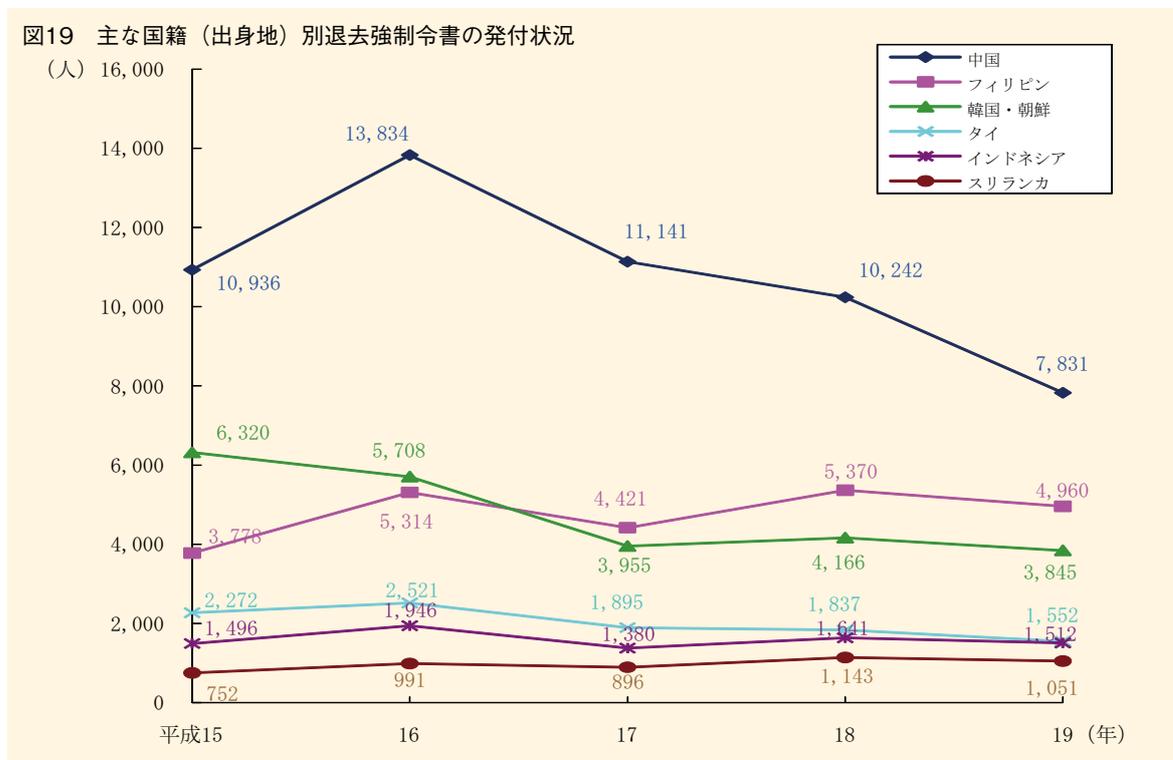
(2) 退去強制令書の発付

平成19年の退去強制令書の発付件数は2万8,225件で、入管法違反者を退去強制事由別に見ると、不法残留が1万9,403件で、15年以降減少傾向にあるものの、全体に占める割合は68.7%と若干増加し、一方で、不法入国の割合は21.9%に減少している。これは、個人識別情報を利用した上陸審査が実施されたことにより、不正な旅券により上陸申請に及ぶ事案が減少したことが主要な要因であると考えられる（表31）。

表31 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

退去強制事由		年				
		平成15	16	17	18	19
総	数	35,850	42,074	33,520	33,202	28,225
不	法	25,383	29,802	20,764	22,136	19,403
不	法	8,058	9,296	9,427	7,880	6,188
不	法	707	873	635	443	334
資	格	1,168	1,380	1,874	1,726	1,367
刑	罰	438	617	701	831	738
そ	の	96	106	119	186	195

また、国籍（出身地）別に見ると、平成19年も、中国が7,831件で最も多く全体の27.7%を占めており、次いでフィリピン4,960件（17.6%）、韓国・朝鮮3,845件（13.6%）の順になっている（図19）。



(3) 仮放免

平成19年に收容令書により收容されていた者が仮放免された件数は、18年と比べて225件増加し3,883件となった。また、退去強制令書により收容されていた者が仮放免された件数は、18年と比べて267件増加し938件となっている（表32）。

表32 仮放免許可件数の推移

令書の種類	年				
	平成15	16	17	18	19
收容令書によるもの	4,284	1,180	1,457	3,658	3,883
退去強制令書によるもの	262	382	769	671	938

(4) 在留特別許可

平成19年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は7,388人であり、18年より減少したものの、依然として高水準で推移している。在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人等と婚姻するなどして、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

なお、具体的な事例として、平成16年以降、毎年、法務省ホームページにおいて在留特別許可された事例を公表しているほか、18年からは、在留特別許可されなかった事例の公表も行った。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成19年は不法残留が5,586件で最も多く全体の

75.6%を占めているが、不法残留の占める割合は15年をピークに減少傾向にある。一方、不法入国・不法上陸の占める割合は、16年以降増加傾向にあるものの、19年は19.7%と若干減少した(表33)。

表33 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	平成15	16	17	18	19
総数		10,327	13,239	10,834	9,360	7,388
不法残留		8,743	10,697	8,483	7,096	5,586
不法入国・不法上陸		1,374	2,188	2,077	1,915	1,457
刑罰法令違反等		210	354	274	349	345

平成19年に在留特別許可された者を国籍(出身地)別に見ると、中国が1,304件で全体の17.7%を占め、次いで韓国・朝鮮が1,106件(15.0%)となっている(表34)。

表34 国籍(出身地)別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍(出身地)	年	平成15	16	17	18	19
総数		10,327	13,239	10,834	9,360	7,388
中国		1,464	2,212	2,211	1,827	1,304
韓国・朝鮮		1,671	2,057	1,807	1,523	1,106
その他		7,192	8,970	6,816	6,010	4,978

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

4 送還の概況

平成19年の被送還者数は、18年と比べて5,105人(15.5%)減少し2万7,913人となった。

国籍(出身地)別に見ると、中国が7,516人で最も多く全体の26.9%を占めており、次いでフィリピン5,128人(18.4%)、韓国3,798人(13.6%)、タイ1,553人(5.6%)、インドネシア1,452人(5.2%)の順となっている(表35)。

表35 国籍(出身地)別被送還者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成15	16	17	18	19
総数		35,911	41,926	33,192	33,018	27,913
中国		11,027	13,408	11,209	10,251	7,516
フィリピン		3,780	5,207	4,961	5,453	5,128
韓国		6,381	5,696	3,962	4,193	3,798
タイ		2,299	2,527	1,930	1,845	1,553
インドネシア		1,567	2,009	1,241	1,672	1,452
スリランカ		745	1,005	821	1,139	1,090
ベトナム		417	799	564	864	1,018
バングラデシュ		895	1,223	1,271	1,076	847
マレーシア		1,656	1,519	1,179	911	675
ペルー		807	799	542	655	518
その他		6,337	7,734	5,512	4,959	4,318

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の96.1%と圧倒的多数を占めている一方、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人も増加し、平成19年における国費による個別の被送還者数は、361人となっている（表36）。



送還風景

表36 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	平成15	16	17	18	19
総数		35,911	41,926	33,192	33,018	27,913
自費出国		33,914	40,480	31,811	31,911	26,818
法59条送還		1,642	1,313	1,177	852	690
国費送還（個別送還）		95	119	192	239	361
国費送還（集団送還）		260	-	-	-	-
その他		-	7	-	-	-
国際受刑者移送条約		-	7	12	16	44

（注1）「国費送還（集団送還）」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

（注2）「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

（1）国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を都合することができずに収容が長期化する者等が増加傾向にある。これらの外国人のうち、平成19年にそれぞれの状況等を勘案して国費により送還した者は、18年の239人と比べて122人(51.0%)増加し361人となった。

また、集団で密航し、水際で検挙された中国人不法入国者については集団送還を実施していたが、集団密航の認知件数が極めて少なくなったことから、平成16年以降は集団送還を実施していない。

（2）自費出国

被送還者のうち、平成19年に自費出国した者は18年と比べて5,093人(16.0%)減少し2万6,818人となった。

自費出国する者は、例年、被送還者の95%前後で推移しているものの、旅券、航空券又は帰国費用など送還に必要な要件が整っていない者が多く、送還までに時間を要するようになっている。

このような者については、退去強制手続と平行して、当該外国人から日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取るよう指導し帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている（表37）。

表37 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移 (人)

国籍（出身地）	年	平成15	16	17	18	19
総数		33,914	40,480	31,811	31,911	26,818
中国		9,931	12,919	10,621	9,831	7,274
フィリピン		3,655	5,101	4,810	5,340	4,988
韓国		6,326	5,656	3,912	4,155	3,763
タイ		2,159	2,370	1,865	1,766	1,503
インドネシア		1,525	1,989	1,224	1,663	1,438
スリランカ		706	929	766	1,089	1,021
ベトナム		409	795	558	861	1,011
バングラデシュ		875	1,211	1,258	1,068	831
マレーシア		1,653	1,519	1,179	910	673
ネパール		447	603	415	618	492
その他		6,228	7,388	5,203	4,610	3,824

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）する必要がある（注）が、その数は平成19年は690人であり、18年と比べて162人（19.0%）の減少となった（表36）。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（同法第59条）。
例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

5 出国命令事件

(1) 概況

出国命令制度は、不法滞在者の自主的な出頭を促すため、平成16年の入管法改正において新たに創設された制度であり、16年12月2日から実施している。同制度では、自ら当局に出頭した外国人が一定の要件に該当する場合には、身柄を収容することなく簡易な手続で迅速に出国させるとともに、上陸拒否期間を5年から1年に短縮することとしている。

(2) 違反調査

平成19年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は9,695人で、入管法違反者全体の21.3%を占めている。

ア 国籍（出身地）別

国籍（出身地）別に見ると、中国が3,159人で最も多く全体の32.6%を占めており、次いで

韓国1,613人（16.6%）、フィリピン1,496人（15.4%）、インドネシア631人（6.5%）、ベトナム360人（3.7%）の順となっており、これら上位5か国で全体の74.9%を占めている（表38）。

表38 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成19年）

（人）

国籍（出身地）	適条	総数	24-2-3	24-4-ロ	24-6	24-6-2	24-7
総数		9,695	0	9,066	258	0	371
中国		3,159	0	3,068	71	0	20
韓国		1,613	0	1,573	0	0	40
フィリピン		1,496	0	1,312	49	0	135
インドネシア		631	0	566	50	0	15
ベトナム		360	0	344	0	0	16
タイ		312	0	241	28	0	43
スリランカ		310	0	294	8	0	8
ペルー		237	0	197	0	0	40
モンゴル		211	0	194	14	0	3
マレーシア		196	0	196	0	0	0
その他		1,170	0	1,081	38	0	51

（注）表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

イ 男女別

男女別に見ると、男性が5,185人（53.5%）、女性が4,510人（46.5%）となった。

ウ 適条別

適条別に見ると、出入国管理及び難民認定法第24条第4号口該当容疑が9,066人と最も多く全体の93.5%を占めており、次いで同法第24条第7号該当容疑が371人、第24条第6号該当容疑が258人の順となっている。

(3) 審査

ア 事件の受理・処理

平成19年における出国命令事件の受理件数は、9,706件であり、違反審査受理件数全体の20.0%であった。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理しており、19年は9,698人について処理し、そのうち7人については出国命令対象者に該当しないとして、入国警備官に差し戻している。

イ 出国命令書の交付

平成19年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は9,691人であった。

これを国籍（出身地）別に見ると、中国が3,153人で最も多く全体の32.5%を占めており、次いで韓国・朝鮮1,616人（16.7%）、フィリピン1,486人（15.3%）となっており、上位5か国で

全体の74.7%を占めている（表39）。

表39 国籍（出身地）別出国命令書の交付状況

（件）

国籍（出身地）	年	平成16	17	18	19
総数		918	12,227	11,100	9,691
中国		252	3,777	3,516	3,153
韓国・朝鮮		133	2,206	1,992	1,616
フィリピン		276	1,742	1,582	1,486
インドネシア		46	670	701	623
ベトナム		19	304	343	359
タイ		36	507	429	313
スリランカ		15	295	349	312
ペルー		19	254	250	239
モンゴル		18	273	240	210
マレーシア		20	324	214	196
その他		84	1,875	1,484	1,184

（注1）表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

（注2）平成16年は、同年12月2日に出国命令制度が施行されたことから同日以降の交付件数である。

（4）出国確認

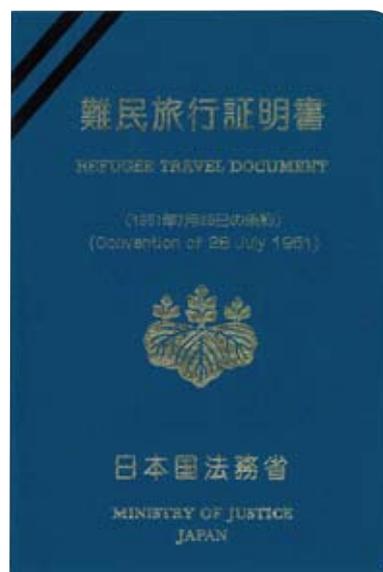
出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、EDカード1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに、出国する出入国港において、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第3章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）に、次いで57年には「難民の地位に関する議定書」（以下「難民議定書」という。また、以下では難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである（注）が、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等を反映し、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って我が国社会の関心も増大してきている。

我が国としては、これらの状況を踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」を平成16年6月2日に公布し、17年5月16日から施行している。

入国管理局としては、新しい難民認定制度を適正に運用すると共に、組織及び審査体制を整備強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。



難民旅行証明書

（注） 我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。

第1節◆難民認定の申請及び処理

1 難民認定申請

難民認定申請の状況について見ると、昭和57年から平成19年末までの総申請件数は5,698件である。

平成15年から19年までの申請件数の推移を見ると、15年から17年は300件台から400件台で推移していたが、18年は難民認定制度発足以降、最高の数の954件となり、19年は816件で、前年に次いで多い件数となっている（表40）。

平成19年の難民認定申請者の国籍別申請件数は、申請の多い順にミャンマー500件、トルコ76

件、スリランカ 43 件となっている。

表40 難民認定申請・処理状況及び庇護状況

(件)

区分	年	昭和57～平成14	15	16	17	18	19	総数
申請		2,782	336	426	384	954	816	5,698
処理	認定(注1)	305	10	15	46	34	41	451
	不認定	1,932	298	294	249	389	446	3,608
	取下げ等	379	23	41	32	48	61	584
	計	2,616	331	350	327	471	548	4,643
人道配慮による在留(注2)		259(注3)	16	9	97	53	88	522

(注1) 認定の数は、難民不認定とされた者のうち、異議申立ての結果、認定された数を含んだ数である。

(注2) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮等により在留を認められたものであり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる。

(注3) 平成13年以前の人道配慮による在留数は、平成3年から平成14年までの数を合計したものである。

2 難民認定申請の処理

昭和57年から平成19年末までの申請処理状況について見ると、難民と認定したものは451件、難民と認定しなかったものは3,608件、申請を取り下げたものなどは584件で、処理件数に対する認定件数の割合（認定数／認定数と不認定数の和）は11.1%である。

平成15年から19年までの難民認定数の推移を見ると、15年は10件、16年は15件と10件台で推移していたが、17年は46件と大幅に増加し、18年は34件、19年は41件となっている。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、これまでこのような観点から在留を認められた者の総数は522人となっており、平成19年は過去2番目に多い88人が在留を認められている（表40）。

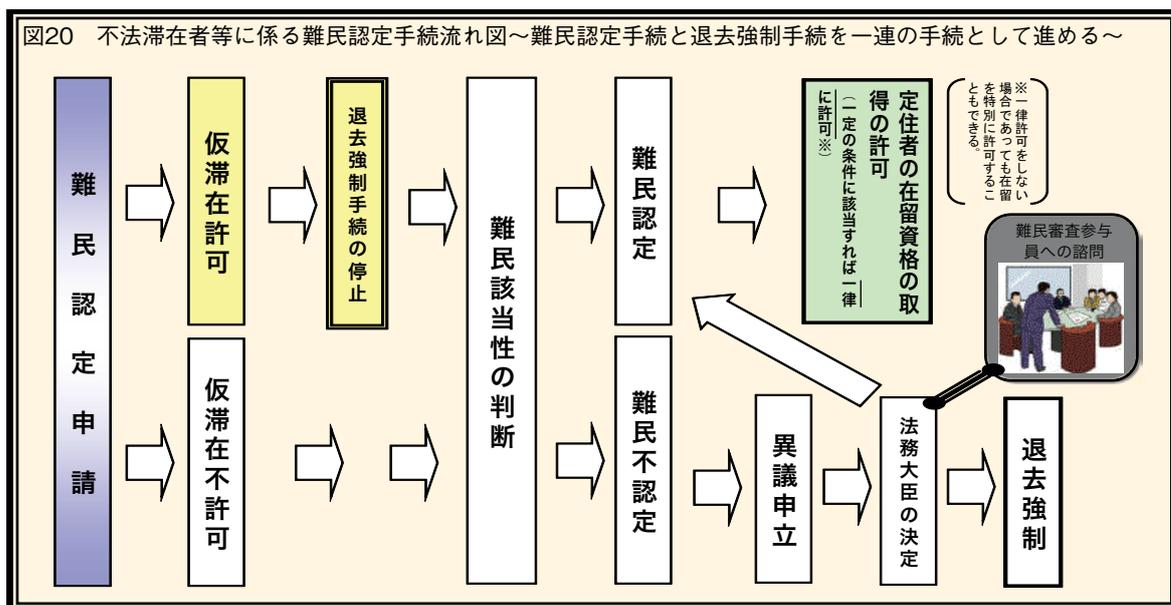
3 仮滞在許可制度の運用状況

平成17年5月16日に従来の難民認定制度を見直した改正入管法が施行された。

新たな難民認定制度においては、不法滞在者である難民認定申請中の外国人の法的地位の安定化を図るため、仮滞在を許可する制度が創設され、仮滞在の許可を受けた外国人については、退去強制手続を停止し、身柄の収容をしないまま難民認定手続を先行して行うこととした。仮滞在許可の主な要件は、①一定の退去強制事由に該当すると疑うに足る相当の理由がないこと、②本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6月以内に難民認定申請を行った者であること、③迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入った者であること、④本邦に入った後に刑法等に定める一定の罪を犯して懲役又は禁錮に処せられた者でないこと、⑤退去強制令書の発付を受けていないこと、⑥逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由がないこととなっている。

平成17年から19年の仮滞在許可制度の運用状況の推移を見ると、仮滞在を許可した件数は、平成17年は50件、18年は122件、19年は79件であり、不許可とした件数は、17年は276件、

18年は599件、19年は359件となっている（図20）。



第2節◆異議申立て

1 異議申立て

難民認定制度が創設された昭和57年から平成19年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立ての総数は2,564件である。

平成15年から19年までの推移を見ると、15年は226件、16年は209件、17年は183件と減少傾向にあったが、18年は340件、19年は362件と大幅に増加している（表41）。

表41 難民不認定に対する異議申立件数及び処理状況

区分		年	昭和57 ～平成14	15	16	17	18	19	総数
難民不認定			1,932	298	294	249	389	446	3,608
異議申立（異議申出）			1,244	226	209	183	340	362	2,564
裁	理由あり		7	4	6	15	12	4	48
	理由なし		908	200	155	162	127	183	1,735
決	取り下げ等		239	15	23	18	33	34	362

（注）平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

2 異議申立ての処理

昭和57年から平成19年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議申立てのうち処理がなされたものは2,145件であり、その内訳は、難民と認定されたものは48件、異議申立てに理由がないとされたものは1,735件であり、その他の362件については、異議申立てを行った外国人の出国等により取り下げられ終止となっている。

平成15年から19年までの推移を見ると、難民と認定されたものは、15年は4件、16年は6件、

17年は15件と増加傾向にあったが、18年は12件、19年は4件と減少した。異議申立てに理由がないとされたものについては、15年は200件、16年は155件、17年は162件、18年は127件と減少傾向にあったが、19年は183件と増加に転じた（表41）。

第3節◆難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成17年5月に難民審査参与員制度が発足し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、日本弁護士連合会、難民事業本部等からの推せんを受け、法務大臣が任命している。

法務大臣は、異議申立てを受けたすべての案件について、3名の難民審査参与員の意見を聴くこととしているが、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人に対して質問する審尋を行っている。

平成19年における口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ203回であり、このうち、当該案件に関する2回目以降の期日（いわゆる続行期日）は4回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成して法務大臣に提出する。意見書の書式は自由であり、難民該当性の有無のみならず在留配慮に関する意見が付される例も見受けられる。

平成19年に参与員から意見書が提出された案件は185件であるが、このうち、難民該当性を認めるものが4件、難民該当性は認められないものの在留配慮の要ありとするものが15件となっている。

その国籍別内訳を見ると、在留配慮の要ありとした案件のうち1件のほかは、難民該当性を認めるもの、在留配慮の要ありとするものいずれもミャンマー国籍を有する者の案件である。

なお、これまでのところ、法務大臣において、難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる処理をした例はない。

第4節◆一時庇護のための上陸の許可

昭和57年から平成19年末までの一時庇護のための上陸の許可の状況を見ると、平成5年までの間に申請のあったベトナム人のボート・ピープル5,668人に対して許可したほか、ベトナム人のボート・ピープル以外からの申請125件については、許可39件、不許可82件、取下げ4件となっている。

平成15年から19年の推移を見ると、ベトナム人のボート・ピープルからの申請はないが、その

他の者から5年間で23件の申請があり、19年に4件許可されている（表42）。

表42 一時庇護のための上陸の許可件数の推移

(件)

年	区分	ボート・ピープル 許 可	その他			
			申 請	許 可	不 許 可	取 下 げ
総 数		5,668	125	39	82	4
昭和57		1,037	22	22	—	—
58		798	8	3	5	—
59		503	5	1	4	—
60		435	17	—	17	—
61		330	6	1	4	1
62		145	1	—	1	—
63		219	1	—	1	—
平成元		1,909	—	—	—	—
2		155	4	—	4	—
3		20	—	—	—	—
4		100	—	—	—	—
5		17	—	—	—	—
6		—	—	—	—	—
7		—	—	—	—	—
8		—	1	—	1	—
9		—	4	—	2	2
10		—	6	1	5	—
11		—	—	—	—	—
12		—	8	—	6	—
13		—	8	1	9	—
14		—	11	6	5	—
15		—	2	—	2	—
16		—	—	—	—	—
17		—	—	—	—	—
18		—	6	—	5	1
19		—	15	4	11	—

(注) 平成12年の申請8件のうち2件は平成13年に処理したもの。

第4章 人身取引対策の推進

第1節◆平成19年中における人身取引の被害者数及び事例

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であるためであり、関係省庁は人身取引対策行動計画により対応している。

入国管理局が平成19年に保護（在留特別許可）又は帰国を支援した人身取引の被害者は40人（全員女性）となっており、前年の47人に比べて減少（14.9%減）した。これは、政府全体で人身取引対策に取り組んでいることはもちろん、入国管理局においては、法務省令改正や在留資格認定証明書に係る審査を含む厳格な上陸審査の実施などの人身取引の防止対策が一定の効果をもたらしているものと考えられる。

国籍別の内訳としては、フィリピンが22人（前年29人）、インドネシア11人（前年14人）タイ人5人（前年3人）、韓国人2人（前年1人）となっている。（表43）。

表43 人身取引の被害者数（平成19年）

（人）

国籍	処理状況		合計
	正規在留	在留特別許可	
フィリピン	21	1	22
インドネシア	4	7	11
タイ	0	5	5
韓国	2	0	2
総数	27	13	40

（注）正規在留27人の在留資格は、「興行」22人、「短期滞在」4人、「日本人の配偶者等」1人である。
また、在留特別許可13人の入国時の在留資格等は、不法入国5人、「短期滞在」8人である。

被害者40人のうち、正規在留者は27人（前年20人）、不法残留等入管法違反となっていた者は13人（前年27人）であった。なお、入管法違反となっていた被害者全員について、在留特別許可した。

このほか、厳格な上陸審査の実施の効果として、被害者の中に上陸申請時に保護された者がおり、この保護された者の証言を端緒に稼動予定先を摘発し、更なる被害者の保護に結びついたケースもあった。

第2節◆平成19年中に人身取引の加害者として 退去強制した外国人の数

平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法24条第4号ハ）となった。

入国管理局が平成19年に同条項を適用して退去強制した人身取引の加害者は、フィリピン人2名、タイ人2名、インドネシア人1名の計5名で、タイ人男性1名を除きいずれも女性である。なお、18年にはフィリピン人女性3名、タイ人女性1名を退去強制している。

第5章 外国人登録の実施状況

第1節◆新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による外国人登録原票（注。以下「登録原票」という。）の閉鎖によって終了する。

平成19年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが32万4,330件で全体の96.0%を占め、次いで出生3.8%、日本国籍離脱・喪失0.03%の順となっている（表44）。

表44 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況

(件)

区分		年						
		平成13	14	15	16	17	18	19
新規登録	総数	341,652	331,661	364,868	376,272	377,510	336,684	337,684
	入国	328,924	319,155	352,983	364,068	365,725	324,259	324,330
	出生	11,986	11,809	11,177	11,464	11,122	11,844	12,902
	日本国籍離脱・喪失	85	76	60	111	74	98	89
	その他	657	621	648	629	589	483	363
登録閉鎖	総数	223,684	271,204	286,370	317,334	302,685	312,655	263,495
	出国	201,187	250,055	261,259	292,474	279,919	290,352	240,680
	日本国籍取得	15,903	14,793	18,566	17,728	16,053	15,376	15,634
	死亡	5,771	5,623	5,712	5,742	6,039	5,938	6,168
	その他	823	733	833	1,390	674	989	1,013

平成19年の登録原票の閉鎖件数について構成比を見ると、出国によるものが24万680件で全体の91.3%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの5.9%、死亡によるもの2.3%の順となっている。

(注) 外国人登録原票とは、我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

第2節◆変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や外国人登録証明書（以下「登録証明書」）

という。)の記載を事実と合致させるため、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に変更登録申請を行うことを外国人に対し義務付けている。

また、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により、登録原票の記載が事実と合わなくなったときは、市町村の長が職権により変更登録することとなる。

平成19年における変更登録総数は230万6,321件で引き続き増加している。また、居住地以外の変更登録申請件数は13年にいったん減少したものの、全体としては増加しており、19年では173万4,259件で、変更登録全体の75.2%を占めている。

居住地変更登録及び市町村等の廃置分合等による変更登録の件数は、昨年は約56万7千件であったところ、19年は57万2,062件であった(表45)。

表45 変更登録の状況

年	区分			年	区分		
	居住地	居住地以外	総数		居住地	居住地以外	総数
昭和35	174,637	100,834	275,471	12	388,279	1,175,414	1,563,693
40	154,922	198,419	353,341	13	411,405	1,090,251	1,501,656
45	148,578	266,792	415,370	14	411,268	1,208,054	1,619,322
50	137,195	346,942	484,137	15	453,489	1,347,221	1,800,710
55	164,026	374,366	538,392	16	480,309	1,426,824	1,907,133
60	141,276	445,040	586,316	17	569,793	1,448,000	2,017,793
平成2	216,713	883,814	1,100,527	18	566,549	1,612,858	2,179,407
7	317,807	980,901	1,298,708	19	572,062	1,734,259	2,306,321

(注1) 平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

(注2) 「居住地」に係る変更登録件数には市町村等の廃置分合等による変更登録を含む。



外国人登録証明書

第3節◆登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実と合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

なお、登録の確認は、昭和55年の外登法の改正により登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行う

こととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則として5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。

平成19年の登録確認（切替）申請件数は、27万4,369件に上っている（表46）。

表46 登録確認の状況

年		区分	確認	年		区分	確認	年		区分	確認
昭和40※			485,439	平成2			337,760	15			213,549
45			77,341	7			260,014	16			269,735
50			117,087	12			290,095	17			230,220
55※			422,568	13			220,069	18			200,793
60※			338,522	14			215,815	19			274,369

（注1）「※」は、登録証明書の切替年度。

（注2）平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

第4節◆地方自治体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始め国の各行政分野のみならず、地方公共団体、すなわち市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、それだけに、市区町村の機能と切り離すことのできない関係にあるといえる。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付しており、平成19年における交付件数は169万7,537件に上っている。

ところで、外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な取扱いの周知徹底を図っている。

